

## 目次

### 規則

- 公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則（私学・公益法人課）
- グリーン購入促進条例施行規則の一部を改正する規則（循環型社会推進課）
- 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則（廃棄物対策課）

### 告示

- 情報公開条例第38条第2項の規定による特定出資団体等の指定（県政情報・文書課）
- 平成14年宮城県告示第741号（住民基本台帳法施行細則に規定する知事が定める書類）の一部改正（市町村課）
- 知事指定薬物の指定の失効（薬務課）
- 令和8年度ブルセラ症及び結核の検査の実施（家畜防疫対策室）
- 令和8年度ヨーネ病の検査の実施（同）
- 令和8年度伝達性海綿状脳症の検査の実施（同）
- 令和8年度豚熱及びアフリカ豚熱の検査の実施（同）
- 令和8年度高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの検査の実施（同）
- 令和8年度腐蝕病の検査の実施（同）
- 令和8年度アカバネ病の検査の実施（同）
- 令和8年度牛伝染性リンパ腫の検査の実施（同）
- 令和8年度牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス、豚ブルセラ症の検査の実施（同）
- 令和8年度オーエスキー病の検査の実施（同）
- 家畜伝染病予防法に基づく注射の実施（同）
- 保安林の指定施業要件の変更の予定（2件）（森林整備課）
- 道路の供用開始（2件）（道路課）
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（8件）（防災砂防課）
- 土砂災害警戒区域の指定（3件）（同）
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 都市計画事業の認可（2件）（同）
- 都市計画事業の事業計画変更の認可（2件）（都市環境課）
- 安全運転管理者等講習に係る手数料の徴収事務の委託（警察本部交通企画課）

### 公告

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（同）

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（精神保健推進室）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（同）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（水産業振興課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（21件）（教育庁特別支援教育課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（教育庁施設整備課）

#### **教育委員会**

- 教育委員会定例会の開催（教育庁総務課）

#### **選挙管理委員会**

- 地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数（選挙管理委員会事務局）
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数（同）
- 参議院宮城県選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表（同）
- 個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正（同）

#### **公安委員会**

- 警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則（警察本部警務課）

次の規則をここに公布する。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 宮城県規則第 12 号 公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則
- 宮城県規則第 13 号 グリーン購入促進条例施行規則の一部を改正する規則
- 宮城県規則第 14 号 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### 公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和62年宮城県規則第2号）は、廃止する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。  
（知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）
- 2 知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成19年宮城県規則第86号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
[略]	[略]	[略]	[略]
化製場等に関する法律施行条例（昭和59年宮城県条例第15号）	[略]	化製場等に関する法律施行条例（昭和59年宮城県条例第15号）	[略]
[略]	[略]	<u>公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和62年宮城県規則第2号）</u>	<u>第28条</u>
[略]	[略]	[略]	[略]

（知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第2条第2項に規定する旧法公益信託については、前項の規定による改正前の知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則別表第1公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（昭和62年宮城県規則第2号）の項の規定は、同法の施行の日から起算して2年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

### グリーン購入促進条例施行規則の一部を改正する規則

グリーン購入促進条例施行規則（平成 18 年宮城県規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																											
<p>様式第 2 号（第 4 条関係） （第 1 面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">宮城県グリーン製品認定申請書（<input type="checkbox"/>新規 <input type="checkbox"/>更新）</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 80%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">申請環境物品等</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">概要</td> <td>（注. <u>宮城県グリーン製品紹介ウェブサイト</u>における製品概要として掲載します。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">用途</td> <td>（注 1. <u>宮城県グリーン製品紹介ウェブサイト</u>における製品用途として掲載します。） （注 2. [略]）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> </div> <p>（第 2 面） ・ （第 3 面） [略] （第 4 面）</p>			[略]	[略]	申請環境物品等	[略]	[略]	概要	（注. <u>宮城県グリーン製品紹介ウェブサイト</u> における製品概要として掲載します。）	用途	（注 1. <u>宮城県グリーン製品紹介ウェブサイト</u> における製品用途として掲載します。） （注 2. [略]）		[略]	[略]	<p>様式第 2 号（第 4 条関係） （第 1 面）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">宮城県グリーン製品認定申請書（<input type="checkbox"/>新規 <input type="checkbox"/>更新）</p> <p style="text-align: center;">[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 80%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">申請環境物品等</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">概要</td> <td>（注. <u>宮城県が発行するパンフレットや宮城県ウェブサイト</u>における製品概要として掲載します。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">用途</td> <td>（注 1. <u>宮城県が発行するパンフレットや宮城県ウェブサイト</u>における製品用途として掲載します。） （注 2. [略]）</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> </div> <p>（第 2 面） ・ （第 3 面） [略] （第 4 面）</p>			[略]	[略]	申請環境物品等	[略]	[略]	概要	（注. <u>宮城県が発行するパンフレットや宮城県ウェブサイト</u> における製品概要として掲載します。）	用途	（注 1. <u>宮城県が発行するパンフレットや宮城県ウェブサイト</u> における製品用途として掲載します。） （注 2. [略]）		[略]	[略]
	[略]	[略]																											
申請環境物品等	[略]	[略]																											
	概要	（注. <u>宮城県グリーン製品紹介ウェブサイト</u> における製品概要として掲載します。）																											
	用途	（注 1. <u>宮城県グリーン製品紹介ウェブサイト</u> における製品用途として掲載します。） （注 2. [略]）																											
	[略]	[略]																											
	[略]	[略]																											
申請環境物品等	[略]	[略]																											
	概要	（注. <u>宮城県が発行するパンフレットや宮城県ウェブサイト</u> における製品概要として掲載します。）																											
	用途	（注 1. <u>宮城県が発行するパンフレットや宮城県ウェブサイト</u> における製品用途として掲載します。） （注 2. [略]）																											
	[略]	[略]																											

添付書類等チェックリスト

✓	添付書類	備考
—	1 申請環境物品等 (30 cm <sup>3</sup> 程度のサンプル品)	
—	2 申請環境物品等のカタログ用写真データ	画像サイズは1,600×1,200ピクセル程度を推奨
—	3 宮城県内事業所の地方税法に基づく法人設置届出書又は法人県民税若しくは法人事業税の納税証明書の写し	
—	4 申請者の環境に関する法律又は条例の不利益処分に関する自認書	参考様式 1
—	5 申請者の産業財産権及び物品等の販売に適用される法令 (条例を含む。) に関する自認書	参考様式 2
—	6 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する許可を要する場合は、許可証の写し	
—	7 グリーン購入促進条例第 19 条各号に規定する遵守事項に関する誓約書	参考様式 3
—	8 品質に関する規格及び品質管理体制の情報提供に関する同意書	参考様式 4
—	9 申請環境物品等の製造 (加工) を委託している場合は、製造 (加工) 委託先の確認事項に関する申請者の自認書	参考様式 5～7
—	10 申請環境物品等の製造 (加工) を委託している場合は、製造 (加工) 受託事業者との製造 (加工) 委託契約書の写し	
—	11 環境配慮基準に適合していることを証する書面の写し	
—	12 性能基準に適合していることを証する書面の写し	
—	13 申請環境物品等が循環資源を使用して製造 (加工) された場合、循環資源の発生場所を証する書面	
—	14 申請環境物品等のカタログ類	
—	15 製造 (加工) 事業所付近の見取図	
—	16 申請環境物品等の設計図書がある場合は、その写し	
—	17 その他知事が必要と認める書類	

(注) 提出書類は、上記チェックリストの各項目に対応する書類ごとに区分して整理し、当該項目の番号及び書類名を付して提出すること。

添付書類等

- 1 申請環境物品等 (30 cm<sup>3</sup>程度のサンプル品)
- 2 申請環境物品等のカタログ用写真データ
- 3 宮城県内事業所の地方税法に基づく法人設置届出書、又は法人県民税若しくは法人事業税の納税証明書の写し
- 4 申請者の環境に関する法律又は条例の不利益処分に関する自認書
- 5 申請者の産業財産権及び物品等の販売に適用される法令 (条例を含む。) に関する自認書
- 6 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する許可を要する場合は、許可証の写し
- 7 グリーン購入促進条例第 19 条各号に規定する遵守事項に関する誓約書
- 8 品質に関する規格及び品質管理体制の情報提供に関する同意書
- 9 申請環境物品等の製造又は加工の委託先の確認事項に関する申請者の自認書
- 10 製造 (加工) を委託している場合は、製造 (加工) 受託事業者との製造 (加工) 委託契約書の写し
- 11 環境配慮基準に適合していることを証する書面の写し
- 12 性能基準に適合していることを証する書面の写し
- 13 申請環境物品等が循環資源を使用して製造 (加工) された場合、循環資源の発生場所を証する書面
- 14 申請環境物品等のカタログ類
- 15 製造 (加工) 事業所付近の見取図
- 16 申請環境物品等の設計図書がある場合は、その写し
- 17 その他知事が必要と認める書類

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年宮城県規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(帳簿の記載事項等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 浄化槽法 <u>(昭和58年法律第43号)</u> 第11条の規定による定期検査の年月日</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(申請書等の様式)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 条例<u>第8条</u>の規定による届出に係る届出書 様式第7号</p> <p>(8)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>第4条第1項</u>の浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付申請書 様式第13号</p>	<p>(帳簿の記載事項等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 浄化槽法第11条の規定による定期検査の年月日</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(申請書等の様式)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 条例<u>第8条第1項</u>の規定による届出に係る届出書 様式第7号</p> <p>(8)～(12) [略]</p> <p>(13) <u>第4条</u>の浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付申請書 様式第13号</p>

様式第 13 号 (第 13 条関係)

[略]

浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付申請書  
[略]

下記のとおり浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付を受けたいので、浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則第 4 条第 1 項の規定により申請します。

[略]

[略]

様式第 13 号 (第 13 条関係)

[略]

浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付申請書  
[略]

下記のとおり浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付を受けたいので、浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則第 4 条の規定により申請します。

[略]

[略]

第 2 条 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の提出部数等)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 条例及びこの規則の定めるところにより知事に提出する書類(第 4 条第 1 項の浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付申請書を除く。)は、仙台市の区域のみに営業所を有する場合を除き、主たる営業所の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。</p>	<p>(書類の提出部数等)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 条例及びこの規則の定めるところにより知事に提出する書類は、仙台市の区域のみに営業所を有する場合を除き、主たる営業所の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

## 宮城県告示第123号

情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第38条第2項の規定により、特定出資団体等を次のとおり指定する。

なお、令和7年宮城県告示第156号（情報公開条例第38条第2項の規定による特定出資団体等の指定）は、廃止する。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 条例第38条第2項第1号に掲げる出資団体等  
公益財団法人宮城県スポーツ協会  
仙台臨海鉄道株式会社  
阿武隈急行株式会社  
公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団  
公益財団法人宮城県環境事業公社  
公益財団法人宮城県文化振興財団  
公益財団法人慶長遣欧使節船協会  
公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター  
社会福祉法人宮城県社会福祉協議会  
一般社団法人東北地域医療支援機構  
公益財団法人宮城県腎臓協会  
宮城県信用保証協会  
公益財団法人みやぎ産業振興機構  
公益財団法人宮城県国際化協会  
一般財団法人みやぎ産業交流センター  
株式会社仙台港貿易促進センター  
公益社団法人みやぎ農業振興公社  
公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会  
一般社団法人宮城県畜産協会  
公益財団法人みやぎ林業活性化基金  
一般社団法人宮城県林業公社  
公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社  
宮城県開発株式会社  
塩釜港開発株式会社  
仙台空港鉄道株式会社
- 2 条例第38条第2項第2号に掲げる出資団体等  
公益社団法人宮城県精神保健福祉協会  
公益社団法人宮城県トラック協会  
公益社団法人宮城県観光連盟  
一般社団法人宮城県農業会議  
公益財団法人宮城県水産振興協会

宮城県告示第124号

平成14年宮城県告示第741号（住民基本台帳法施行細則に規定する知事が定める書類）の一部を次のように改正し、令和8年3月13日から施行する。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
1 本人が請求をする場合  <u>(1)～(15)</u> [略] 2 [略]	1 本人が請求をする場合 <u>(1) 各種健康保険証(各種共済組合員証及び船員保険証を含む。)</u> <u>(2)～(16)</u> [略] 2 [略]

## 宮城県告示第125号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第69号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定の効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[4-(トリメチルシリル)ベンゾイル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名：1SB-LSD）
- (2) 1-[1-(3-クロロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン及びそれらの塩類（通称名：3C1-PCP、3-Chloro-PCP）
- (3) 4-メチル-1-(2-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン及びその塩類（通称名：2me-PiHP、2me-PHiP、2-methyl- $\alpha$ -PiHP、2-methyl- $\alpha$ -PHiP）
- (4) プロパン-2-イル 1-(1-フェニルエチル)-1H-イミダゾール-5-カルボキシラート及びその塩類（通称名：Isopropoxate）

### 2 失効の理由

当該知事指定薬物が、条例第2条第5号に掲げる薬物に指定されるに至ったため

### 3 指定の効力が失われる日

令和8年3月14日

## 宮城県告示第 126 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 実施の目的  
ブルセラ症及び結核の発生予防
- 2 実施する区域  
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 4 実施の期日  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 検査の方法  
牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領（令和 6 年 3 月 26 日付け 5 消安第 7757 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）別紙 1 から別紙 4 までに規定する方法

## 宮城県告示第 127 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 実施の目的

ヨーネ病の発生予防

### 2 実施する区域

県内一円

### 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、大河原町、柴田町、川崎町、仙台市、大崎市（旧鳴子町及び旧田尻町の区域）、栗原市（旧栗駒町の区域）、登米市（旧迫町及び旧石越町の区域）又は石巻市（旧河南町及び旧桃生町の区域）で飼育しているもの（生後 24 月未満のものを除く。）
- (2) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛で、白石市、大和町、塩竈市、大崎市（旧古川市及び旧三本木町の区域）、加美町（旧中新田町及び旧小野田町の区域）、栗原市（旧瀬峰町及び旧花山村の区域）、登米市（旧南方町及び旧津山町の区域）、石巻市（旧石巻市の区域）又は東松島市で飼育しているもの（生後 24 月未満のものを除く。）
- (3) 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (4) (1) の牛と同一施設内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛（生後 24 月未満のものを除く。）
- (5) 共同牧野等に放牧する牛
- (6) その他家畜保健衛生所長が必要と認める牛

### 4 実施の期日

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

### 5 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）別表第 1 に規定する方法

## 宮城県告示第 128 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 実施の目的  
伝達性海綿状脳症の発生状況の把握
- 2 実施する区域  
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜（死体）の種類及び範囲  
牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）第 6 条第 1 項の規定による届出の対象となる牛の死体（同条第 2 項ただし書に該当する場合を除く。）
- 4 実施の期日  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 5 検査の方法  
家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）別表第 1 に規定する方法

## 宮城県告示第 129 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 実施の目的

豚熱及びアフリカ豚熱の発生予防

### 2 実施する区域

県内一円

### 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし

### 4 実施の期日

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

### 5 検査の方法

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）に規定する方法

## 宮城県告示第 130 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生予防
- 2 実施する区域  
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜保健衛生所長が必要と認める家きん
- 4 実施の期日  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 検査の方法  
高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）に規定する方法

## 宮城県告示第 131 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生<sup>そ</sup>の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 実施の目的

腐<sup>そ</sup>蛆病の発生予防

### 2 実施する区域

県内一円

### 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂（転飼及び定飼蜂群）のうち家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

### 4 実施の期日

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

### 5 検査の方法

臨床検査及び細菌検査

## 宮城県告示第 132 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 実施の目的  
アカバネ病の発生予察
- 2 実施する区域  
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 4 実施の期日  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 検査の方法  
血清学的検査

## 宮城県告示第 133 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 実施の目的  
牛伝染性リンパ腫の発生予防
- 2 実施する区域  
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜保健衛生所長が必要と認める牛
- 4 実施の期日  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 検査の方法  
血清学的検査及び遺伝子検査

## 宮城県告示第 134 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 実施の目的

牛カンピロバクター症、トリコモナス症、馬パラチフス及び豚ブルセラ症の発生予防

### 2 実施する区域

県内一円

### 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める牛、馬及び豚

### 4 実施の期日

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

### 5 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）別表第 1、病性鑑定指針（平成 27 年 3 月 13 日付け 26 消安第 4686 号農林水産省消費・安全局長通知）及び種畜検査執務要領（平成 13 年 4 月 16 日付け 13 独家セ第 217 号独立行政法人家畜改良センター理事長通知）に規定する方法

## 宮城県告示第 135 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査（以下「検査」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、検査を受けるべき旨を命ずる。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 実施の目的  
オーエスキー病の発生予防
- 2 実施する区域  
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜保健衛生所長が必要と認める豚
- 4 実施の期日  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 検査の方法  
血清学的検査

## 宮城県告示第 136 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり監視伝染病の発生を予防するための注射（以下「注射」という。）を実施するので、当該家畜の所有者に対し、注射を受けるべき旨を命ずる。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 実施の目的  
豚熱の発生予防
- 2 実施する区域  
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし
- 4 実施の期日  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間において、当該区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 注射の方法  
豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内注射

## 宮城県告示第137号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
仙台市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 宮城県告示第138号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
仙台市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
潮害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 宮城県告示第139号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和8年3月13日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	鹿島台 高清水線	遠田郡美里町北浦字中新田161番4地先から 同郡美里町北浦字中新田7番3地先まで	令和8年3月14日 午後4時

## 宮城県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和8年3月13日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	河北桃生線	石巻市福地無番地先から 同市福地無番地先まで	令和8年3月23日

宮城県告示第 141 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和 8 月 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
入山沢 1	土石流	仙台市宮城野区岩切字入山	次の図のとおり	宮城県土木部 防災砂防課及 び宮城県仙台 土木事務所
松森沢 2	土石流	仙台市泉区松森内町		
古堤沢	土石流	仙台市泉区上谷刈古堤		
古堤沢 2	土石流	仙台市泉区上谷刈古堤		
紫山沢	土石流	仙台市泉区紫山 1 丁目		
根白石沢	土石流	仙台市泉区根白石		
根白石沢 2	土石流	仙台市泉区根白石		
根白石沢 6	土石流	仙台市泉区根白石		
根白石沢 7	土石流	仙台市泉区根白石		
根白石沢 8	土石流	仙台市泉区根白石		
根白石沢 9	土石流	仙台市泉区根白石		
根白石沢 3	土石流	仙台市泉区根白石		
朴沢 10	土石流	仙台市泉区朴沢		
朴沢 11	土石流	仙台市泉区朴沢		
朴沢 8	土石流	仙台市泉区朴沢		
根白石沢 10	土石流	仙台市泉区根白石		
朴沢 3	土石流	仙台市泉区朴沢		
朴沢 9	土石流	仙台市泉区朴沢		
朴沢 4	土石流	仙台市泉区朴沢		
朴沢 5	土石流	仙台市泉区朴沢		
朴沢 6	土石流	仙台市泉区朴沢		
朴沢 7	土石流	仙台市泉区朴沢		
福岡沢 1	土石流	仙台市泉区福岡		
福岡沢 3	土石流	仙台市泉区福岡		
福岡沢 4	土石流	仙台市泉区福岡		
福岡沢 6	土石流	仙台市泉区福岡		
西田中沢 2	土石流	仙台市泉区西田中		
福岡沢 7	土石流	仙台市泉区福岡		
西田中沢 3	土石流	仙台市泉区西田中		
福岡沢 9	土石流	仙台市泉区福岡		
福岡沢 10	土石流	仙台市泉区福岡		
福岡沢 11	土石流	仙台市泉区福岡		
福岡沢 12	土石流	仙台市泉区福岡		

岩切 1	急傾斜地の崩壊	仙台市宮城野区岩切字入山		
岩切 2	急傾斜地の崩壊	仙台市宮城野区岩切字入山		
岩切 3	急傾斜地の崩壊	仙台市宮城野区岩切字入山		
岩切 4	急傾斜地の崩壊	仙台市宮城野区岩切字入山		
岩切 5	急傾斜地の崩壊	仙台市宮城野区岩切字入生沢		
岩切 6	急傾斜地の崩壊	仙台市宮城野区岩切字青麻沢		
鶴が丘 1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区鶴が丘 1 丁目		
松森 1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区松森字内町		
松森 2	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区松森字内町		
松陵 1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区松陵 1 丁目		
松森 3	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区松森字下町		
鶴が丘 2	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区鶴が丘 2 丁目		
永和台 1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区永和台		
山の寺 1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区山の寺 1 丁目		
山の寺 2	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区山の寺 2 丁目		
山の寺 3	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区山の寺 2 丁目		
市名坂 1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区市名坂		
向陽台 1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区向陽台 1 丁目		
明石南 1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区明石南 6 丁目		
七北田 2	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区七北田字笹		
明石南 2	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区明石南 6 丁目		
大沢 1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区大沢 3 丁目		

虹の丘 1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区虹の丘 1 丁目		
大沢 2	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区大沢 3 丁目		
虹の丘 2	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区虹の丘 1 丁目		
大沢 3	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区大沢 3 丁目		
上谷刈 2	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区上谷刈		
上谷刈 3	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区上谷刈		
桂 2	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区桂 4 丁目		
上谷刈 4	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区上谷刈		
七北田 8	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区七北田		
加茂 1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区加茂 1 丁目		
虹の丘 3	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区虹の丘 4 丁目		
桂 1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区桂 4 丁目		
七北田 9	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区七北田		
七北田 10	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区七北田		
明通 1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区明通 4 丁目		
上谷刈 5	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区上谷刈		
上谷刈 6	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区上谷刈		
上谷刈 7	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区上谷刈		
明通 2	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区明通 1 丁目		
加茂 2	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区加茂 2 丁目		
上谷刈 8	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区上谷刈		
桜ヶ丘 1	急傾斜地の崩壊	仙台市青葉区桜ヶ丘 7 丁目		

上谷刈 9	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区上谷刈		
古内 1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区古内		
加茂 3	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区加茂 5 丁目		
明通 3	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区明通 1 丁目		
実沢 2	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区実沢		
長命ヶ丘 1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区長命ヶ丘 6 丁目		
寺岡 1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区寺岡 2 丁目		
紫山 1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区紫山 1 丁目		
実沢 4	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区実沢		
南中山 1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区南中山 1 丁目		
実沢 1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区実沢字涌上り屋敷		
実沢 3	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区実沢字上ノ台		
北中山 1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区北中山 1 丁目		
根白石 1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区根白石		
北中山 2	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区北中山 1 丁目		
北中山 3	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区北中山 2 丁目		
根白石 2	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区根白石		
根白石 3	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区根白石		
実沢 6	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区実沢		
実沢 7	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区実沢		
北中山 4	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区北中山 3 丁目		
北中山 5	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区北中山 4 丁目		

西中山 1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区西中山 2 丁目		
館 1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区館 5 丁目		
館 2	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区館 7 丁目		
根白石 4	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区根白石		
朴沢 1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区朴沢		
福岡 1	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区福岡		
西田中 2	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区西田中		
福岡 3	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区福岡		
福岡 4	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区福岡		
福岡 5	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区福岡		
福岡 6	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区福岡		
福岡 7	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区福岡		
福岡 8	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区福岡		
福岡 9	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区福岡		
福岡 10	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区福岡		
福岡 11	急傾斜地の崩壊	仙台市泉区福岡		

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

宮城県告示第 142 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
清水尻沢	土石流	栗原市金成藤渡戸清水尻、東沢	次の図のとおり	宮城県土木部 防災砂防課及 び宮城県北部 土木事務所栗 原地域事務所
綱木沢 1	土石流	栗原市栗駒鳥沢綱木、綱木前、湯沢前、早坂		
綱木沢 2	土石流	栗原市栗駒鳥沢綱木、綱木前、湯沢前、早坂		
綱木沢 3	土石流	栗原市栗駒鳥沢綱木、綱木前、湯沢前、早坂		
寺前沢 2	土石流	栗原市栗駒鳥沢寺前、畑山、新山		
十二神沢	土石流	栗原市栗駒鳥沢新山、十二神		
山王下沢	土石流	栗原市栗駒鳥沢飯米場、山王下		
梅田沢 1	土石流	栗原市栗駒鳥沢梅田、塔場前		
梅田沢 2	土石流	栗原市栗駒鳥沢梅田、山王下		
山子下沢 2	土石流	栗原市栗駒鳥沢山子下、山神		
不動堂沢	土石流	栗原市栗駒鳥沢不動堂		
山神沢	土石流	栗原市栗駒鳥沢山神、大山下		
笹ヶ森沢	土石流	栗原市栗駒松倉笹ヶ森、鳥甲		
北沢上大又沢	土石流	栗原市一迫北沢上大又、北沢新大又		
玉ノ井沢	土石流	栗原市栗駒中野玉ノ井、玉ノ井山、寺田、新籠田		
岩下沢	土石流	栗原市栗駒沼倉岩下、荷当、古館、万代前、万代、河籠		
愛宕沢 1	土石流	栗原市栗駒中野愛宕、新籠田、玉ノ井山、新上河原		
浦ノ沢 2	土石流	栗原市栗駒片子沢浦ノ沢、西田、猫ノ沢		
愛宕沢 2	土石流	栗原市栗駒中野大仏、愛宕、新上河原、玉ノ井山、新籠田		
北郷台下沢	土石流	栗原市鶯沢北郷峯、北郷台下、北郷朴洞		
紙漉沢 3	土石流	栗原市鶯沢北郷紙漉沢		
的場-3	土石流	栗原市鶯沢北郷的場		

五輪原 4	土石流	栗原市鶯沢南郷五輪原、南郷大竹		
中山西風沢	土石流	栗原市栗駒文字中山西風、中山、中山日向、大町、鶯沢南郷松ヶ崎		
鍛冶屋沢 3	土石流	栗原市栗駒文字鍛冶屋、深渡戸、中山日向		
鍛冶屋沢 4	土石流	栗原市栗駒文字鍛冶屋、館前、田中		
鍛冶屋沢 5	土石流	栗原市栗駒文字鍛冶屋		
下荒屋敷前沢	土石流	栗原市栗駒文字下荒屋敷前、内峰、明神前、田中		
南郷柳沢	土石流	栗原市鶯沢南郷柳沢、南郷野山		
荒町 2	土石流	栗原市鶯沢南郷荒町		
野山 2	土石流	栗原市鶯沢南郷野山、栗駒文字放森		
四ツ石 2	土石流	栗原市鶯沢南郷四ツ石		
四ツ石 3	土石流	栗原市鶯沢南郷四ツ石		
南郷四ツ岩沢	土石流	栗原市鶯沢南郷四ツ岩、南郷四ツ石		
野山 3	土石流	栗原市鶯沢南郷野山、南郷荒町		
野山 4	土石流	栗原市鶯沢南郷野山、南郷荒町、南郷南沢		
苗代沢	急傾斜地の崩壊	栗原市金成普賢堂苗代沢、小田前		
杉屋敷	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒片子沢杉屋敷		
新山前 1	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒鳥沢新山前		
新山前 2	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒鳥沢新山前		
早坂	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒鳥沢早坂		
徳沢前	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒鳥沢徳沢前		
谷田	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒片子沢谷田		
小堰	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒嶺崎小堰		
嶺崎	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒嶺崎嶺崎		
不動堂	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒鳥沢不動堂		
油畑沢	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒鳥沢油畑沢		

	崩壊		
北沢油ヶ沢	急傾斜地の崩壊	栗原市一迫北沢油ヶ沢	
渡丸沢	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒片子沢渡丸沢	
狐崎山崎前	急傾斜地の崩壊	栗原市一迫狐崎山崎前、狐崎稲荷前、狐崎日向	
狐崎中荒田 1	急傾斜地の崩壊	栗原市一迫狐崎中荒田	
狐崎中荒田 2	急傾斜地の崩壊	栗原市一迫狐崎中荒田	
山城	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒片子沢山城、谷地田	
倉沢	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒芋塚倉沢	
五百刈	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒片子沢五百刈	
稲屋敷愛宕	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒稲屋敷愛宕	
大山下	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒鳥沢大山下、山神	
山神	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒鳥沢山神	
袋島巡	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢袋島巡	
砂子田	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒片子沢砂子田	
北沢北又	急傾斜地の崩壊	栗原市一迫北沢北又	
小深田平 1	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒松倉小深田平、仮松部、前田、岩下	
小深田平 2	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒松倉小深田平、仮松部	
小深田 2	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒松倉小深田、小深田平、前田	
小深田 3	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒松倉小深田、小深田平、前田、硫黄沢	
中山田	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒松倉中山田	
寺下	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒松倉寺下	
中山 1	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒松倉中山	
玉ノ井 1	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒中野玉ノ井、玉ノ井	

	崩壊	山、新籠田		
玉ノ井 2	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒中野玉ノ井、新籠田、寺田		
根岸 1	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒松倉根岸、笹ヶ森		
根岸 2	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒松倉根岸、笹ヶ森、新高田		
中山 2	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒松倉中山、山岸、新三丁		
北沢半金沢	急傾斜地の崩壊	栗原市一迫北沢半金沢、北沢大辻		
根岸 3	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒松倉根岸		
中野愛宕 1	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒中野愛宕、玉ノ井山、新籠田		
中野愛宕 2	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒中野愛宕、玉ノ井山、新籠田、新上河原		
上八幡	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒松倉上八幡、西山、新金丁		
水神田	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒松倉水神田、西山沢、西山、新金丁		
片子沢兎沢	急傾斜地の崩壊	栗原市一迫片子沢兎沢		
北沢日向	急傾斜地の崩壊	栗原市一迫北沢日向、北沢新日向、北沢新一本松		
片子沢大百刈	急傾斜地の崩壊	栗原市一迫片子沢大百刈		
権場沢	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒片子沢権場沢		
南郷遠堀 1	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷遠堀		
片子沢小横道	急傾斜地の崩壊	栗原市一迫片子沢小横道		
南郷遠堀 2	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷遠堀		
袋長原 1	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢袋長原、南郷上藤沢		
南郷新田	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷新田		
北郷的場 1	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢北郷的場		
南郷上藤沢	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷上藤沢		
北郷的場 2	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢北郷的場		

	崩壊			
袋長原 2	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢袋長原		
南郷日向	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷日向、南郷下新反田、南郷坂下		
南郷下新反田	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷下新反田、南郷上川久保		
南郷中川久保	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷中川久保、南郷洞泉寺		
南郷坂下	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷坂下、南郷向原、南郷下新反田		
片子沢原田	急傾斜地の崩壊	栗原市一迫片子沢原田		
北郷的場 3	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢北郷的場		
南郷洞泉寺 1	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷洞泉寺		
上川久保 2	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷上川久保		
上川久保 3	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷上川久保		
北郷紙漉沢	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢北郷紙漉沢		
上新反田 2	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷上新反田		
南郷飯の森	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷飯の森、南郷洞泉寺		
字嶋躰館浦	急傾斜地の崩壊	栗原市一迫字嶋躰館浦		
南郷洞泉寺 2	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷洞泉寺		
南郷五輪原 4	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷五輪原、南郷大竹、南郷上新反田		
南郷大竹 1	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷大竹		
字嶋躰鰻沢	急傾斜地の崩壊	栗原市一迫字嶋躰鰻沢		
南郷五輪原 1	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷五輪原、南郷大竹		
南郷五輪原 3	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷五輪原		
大町	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒文字大町		
南郷五輪原 2	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷五輪原、南郷大		

	崩壊	竹		
南郷大竹 2	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷五輪原、南郷大竹、南郷佐野前		
深渡戸	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒文字深渡戸		
大明神	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒文字大明神、大明神前、久保前		
南郷原 2	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷原、南郷大竹		
鍛冶屋 2	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒文字鍛冶屋		
南郷佐野前	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷佐野前、南郷佐野		
鍛冶屋 5	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒文字鍛冶屋		
鍛冶屋 3	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒文字鍛冶屋		
鍛冶屋 6	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒文字鍛冶屋、館前		
下山神 3	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒文字下山神		
鍛冶屋 7	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒文字鍛冶屋		
南郷原 3	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷原		
鍛冶屋 4	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒文字鍛冶屋		
下山神 1	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒文字下山神		
下山神 2	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒文字下山神		
南郷柳沢 1	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷柳沢、南郷北沢		
明神前の 3	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒文字明神前、内峰		
南郷南沢 1	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷南沢		
南郷柳沢 2	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷柳沢、南郷野山		
南郷柳沢 3	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷柳沢		
南郷柳沢 4	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷柳沢、南郷野山		
荒町 3	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷荒町		

	崩壊		
下山神 4	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒文字下山神、放森	
明神前の 4	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒文字明神前、内峰、下荒屋敷前	
下荒屋敷前 2	急傾斜地の崩壊	栗原市栗駒文字下荒屋敷前、関沢	
字嶋躰大谷地	急傾斜地の崩壊	栗原市一迫字嶋躰大谷地、字嶋躰長沢	
南郷四ツ石 1	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷四ツ石、南郷上館向	
南郷四ツ石 2	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷四ツ石、南郷上館向	
南郷四ツ石 3	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷四ツ石	
荒町 2	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷荒町	
南郷四ツ石 4	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷四ツ石	
南郷南沢 2	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷南沢	
南郷南沢 3	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷南沢、南郷荒町	
南郷野山 5	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷野山	
南郷四ツ石 5	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷四ツ石	
荒町 5	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷荒町	
南郷四ツ石 6	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷四ツ石	
荒町 6	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷荒町	
南郷野山 1	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷野山、南郷南沢、南郷荒町	
荒町 4	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷荒町	
南郷野山 2	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷野山、南郷南沢、南郷荒町	
荒町 7	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷荒町	
南郷野山 3	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷野山	
南郷野山 4	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷野山	

	崩壊			
南郷四ツ岩	急傾斜地の崩壊	栗原市鶯沢南郷四ツ岩		

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

宮城県告示第 143号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
五輪沢 3	土石流	加美郡色麻町小栗山字上沢口、字下沢口	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所
山下の沢 2	土石流	加美郡色麻町小栗山字上沢口		
東原	急傾斜地の崩壊	加美郡色麻町四竈字東原		
王城寺	急傾斜地の崩壊	加美郡色麻町王城寺		
山下一番	急傾斜地の崩壊	加美郡色麻町王城寺字山下一番		
沢口二番の 2	急傾斜地の崩壊	加美郡色麻町王城寺、王城寺字沢口二番		
切付の 1	急傾斜地の崩壊	加美郡色麻町黒沢字切付		
切付の 2	急傾斜地の崩壊	加美郡色麻町黒沢字切付		
坂下	急傾斜地の崩壊	加美郡色麻町平沢字坂下、平沢		
五輪の 2	急傾斜地の崩壊	加美郡色麻町小栗山、小栗山字五輪		
下桑畑	急傾斜地の崩壊	加美郡色麻町小栗山字下桑畑、小栗山		
切付の 3	急傾斜地の崩壊	加美郡色麻町黒沢字切付		

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

宮城県告示第 144号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
湯之沢 1	土石流	遠田郡涌谷町涌谷字湯之沢	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所
湯之沢 2	土石流	遠田郡涌谷町涌谷字湯之沢		
作田の沢 1	土石流	遠田郡涌谷町涌谷字内作田二		
作田の沢 2	土石流	遠田郡涌谷町涌谷字内作田二		
大崩三の沢	土石流	遠田郡涌谷町涌谷字大崩三、字大崩五、字大崩山		
小里柳沢 3	土石流	遠田郡涌谷町小里字柳沢、字右堂崎、字道祖神		
仏供殿の 3	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町猪岡短台字仏供殿、字館の下		
仏供殿の 4	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町猪岡短台字仏供殿		
猪岡	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町猪岡短台字猪岡、字新山二、字館の下、字元館下		
館下	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町猪岡短台字館の下、字元館下、字迫二		
笠石の 2	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町猪岡短台字笠石		
笠石の 3	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町猪岡短台字笠石		
笠石の 4	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町猪岡短台字笠石		
笠石の 5	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町猪岡短台字笠石		
笠石の 6	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町猪岡短台字笠石		
笠石山の 1	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町小塚字笠石山		
産仮小屋一	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町篁岳字産仮小屋一、字産仮小屋二、字産仮小屋三、字神楽岡		
笠石山の 2	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町小塚字笠石山、		

	崩壊	字石坂山		
神楽岡の 1	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町篁岳字神楽岡、字産仮小屋一		
神楽岡の 2	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町篁岳字神楽岡		
笠石山の 3	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町小塚字笠石山、字石坂山		
石坂山の 1	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町小塚字石坂山		
神楽岡の 3	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町篁岳字神楽岡		
石坂山の 2	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町小塚字石坂山		
庭ヶ崎	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町太田字庭ヶ崎		
神楽岡の 4	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町篁岳字神楽岡		
石坂山の 3	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町小塚字石坂山		
欠下	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町太田字欠下、字沢田		
石坂山の 4	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町小塚字石坂山		
平沢	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町猪岡短台字平沢		
中山	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町太田字中山、字沢田、字侍井		
貝坂	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町小塚字貝坂		
桜清水の 2	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町小塚字桜清水		
桜清水の 3	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町小塚字桜清水		
中野一の 1	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町小塚字中野一、字桜清水、字追戸沢二		
中野一の 2	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町小塚字中野一		
中野二の 1	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町小塚字中野二		
中野二の 2	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町小塚字中野二		
立場の 1	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町小里字立場		
立場の 2	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町小里字立場、字		

	崩壊	金沢		
金沢	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町小里字金沢		
中野一の3	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町小塚字中野一		
中野一の4	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町小塚字中野一		
追戸沢一の1	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町小塚字追戸沢一、字追戸沢二		
追戸沢一の2	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町小塚字追戸沢二、字中野一、字追戸沢一、涌谷字追戸一		
追戸沢一の3	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町小塚字追戸沢一		
湯之沢の1	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町涌谷字湯之沢		
湯之沢の2	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町涌谷字湯之沢、字大崩山		
洞ヶ崎二	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町涌谷字洞ヶ崎二		
外作田の4	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町涌谷字外作田、字烏帽子田		
守	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町小里字守、字沢田		
花勝山の1	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町字花勝山追館、字名鱒		
長根北	急傾斜地の崩壊	大崎市田尻蕪栗下谷地中、遠田郡涌谷町小里字長根北		
古清水の1	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町成沢字古清水		
外作田の5	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町涌谷字外作田		
花勝山の2	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町字花勝山追館		
古清水の2	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町成沢字古清水		
内作田の2	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町涌谷字内作田二		
内作田の3	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町涌谷字内作田一		
洞ヶ崎一の2	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町涌谷字洞ヶ崎一		
館ヶ森	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町小里字館ヶ森、字菅の沢		

坂下浦の 2	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町涌谷字坂下浦		
坂下浦の 3	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町涌谷字大崩五、字坂下浦		
黄金迫北の 2	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町涌谷字黄金迫北、字黄金迫、字猿手三		
黄金山の 2	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町涌谷字黄金宮前、字黄金山		
黄金山の 3	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町涌谷字黄金宮前		
福沢の 4	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町涌谷字福沢		
福沢の 5	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町涌谷字福沢		
福沢の 6	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町涌谷字福沢、字日向町		
福沢の 7	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町涌谷字福沢		
福沢の 8	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町涌谷字福沢		
八幡山の 1 - 1	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町涌谷字八幡山		
八幡山の 1 - 2	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町涌谷字八幡山		
八幡山の 2	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町涌谷字内林、字八幡山		
下町の 2	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町涌谷字下町、字上町		
入間田山	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町下郡字入間田山		
上町の 2	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町涌谷字上町		
小池ヶ平	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町下郡字小池ヶ平、字垂氷山道上		
垂氷山道上	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町下郡字垂氷山道上		
永根の 1	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町上郡字永根		
寺林	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町上郡字寺林		
永根の 2	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町上郡字永根		
相野沼の 1	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町上郡字相野沼		

相野沼の 2	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町上郡字相野沼		
相野沼の 3	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町上郡字相野沼		
玉崎山	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町上郡字玉崎山		
相野沼の 4	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町上郡字相野沼		
相野沼の 5	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町上郡字相野沼		
相野沼の 6	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町上郡字檀子坊、 字相野沼		
相野沼の 7	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町上郡字檀子坊、 字相野沼		
檀子坊の 1	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町上郡字檀子坊		
檀子坊の 2	急傾斜地の崩壊	遠田郡涌谷町上郡字檀子坊、 字大久保		

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

## 宮城県告示第 145号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
小島の 2	急傾斜地の崩壊	遠田郡美里町二郷字小島	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県北部土木事務所
志賀町	急傾斜地の崩壊	遠田郡美里町青生字志賀町二丁目、字志賀殿		
姥ヶ沢	急傾斜地の崩壊	遠田郡美里町北浦字姥ヶ沢		

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

宮城県告示第 146 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
松崎上金取沢 1	土石流	気仙沼市松崎上金取	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県気仙沼土木事務所
松崎上金取沢 2	土石流	気仙沼市松崎上金取		
松崎上金取沢 3	土石流	気仙沼市松崎上金取		
赤岩物見沢	土石流	気仙沼市赤岩物見		
松崎上金取沢 4	土石流	気仙沼市松崎上金取		
松崎上金取沢 5	土石流	気仙沼市松崎上金取		
松崎上金取沢 6	土石流	気仙沼市松崎上金取		
最知荒沢 6	土石流	気仙沼市最知荒沢		
最知荒沢 7	土石流	気仙沼市最知荒沢		
松崎上金取沢 7	土石流	気仙沼市松崎上金取		
松崎上金取沢 8	土石流	気仙沼市松崎上金取		
最知荒沢 8	土石流	気仙沼市最知荒沢		
最知荒沢 9	土石流	気仙沼市最知荒沢		
最知荒沢 10	土石流	気仙沼市最知荒沢		
赤岩上羽田沢 1	土石流	気仙沼市赤岩上羽田		
赤岩上羽田沢 2	土石流	気仙沼市赤岩上羽田		
松崎下金取沢 1	土石流	気仙沼市松崎下金取		
岩月長平沢 1	土石流	気仙沼市岩月長平		
松崎下金取沢 2	土石流	気仙沼市松崎下金取		
岩月長平沢 2	土石流	気仙沼市岩月長平		
岩月長平沢 3	土石流	気仙沼市岩月長平		

松崎下金取沢 3	土石流	気仙沼市松崎下金取		
松崎下金取沢 4	土石流	気仙沼市松崎下金取		
赤岩羽田沢 1	土石流	気仙沼市赤岩羽田		
松崎下金取沢 5	土石流	気仙沼市松崎下金取		
松崎下金取沢 6	土石流	気仙沼市松崎下金取		
松崎下金取沢 7	土石流	気仙沼市松崎下金取		
赤岩羽田沢 2	土石流	気仙沼市赤岩羽田		
松崎面瀬沢 1	土石流	気仙沼市松崎面瀬		
松崎面瀬沢 2	土石流	気仙沼市松崎面瀬		
松崎猫渕沢 1	土石流	気仙沼市松崎猫渕		
松崎猫渕沢 2	土石流	気仙沼市松崎猫渕		
松崎立石沢 1	土石流	気仙沼市松崎立石		
赤岩水梨子沢 1	土石流	気仙沼市赤岩水梨子		
赤岩水梨子沢 2	土石流	気仙沼市赤岩水梨子		
赤岩水梨子沢 3	土石流	気仙沼市赤岩水梨子		
松崎猫渕沢 3	土石流	気仙沼市松崎猫渕		
松崎立石沢 2	土石流	気仙沼市松崎立石		
松崎立石沢 3	土石流	気仙沼市松崎立石		
赤岩高前田沢 1	土石流	気仙沼市赤岩高前田		
赤岩高前田沢 2	土石流	気仙沼市赤岩高前田		
松崎鶴巻沢	土石流	気仙沼市松崎鶴巻		
松崎立石沢 4	土石流	気仙沼市松崎立石		
赤岩高前田沢 3	土石流	気仙沼市赤岩高前田		
赤岩大石倉沢 1	土石流	気仙沼市赤岩大石倉		
赤岩大石倉沢 2	土石流	気仙沼市赤岩大石倉		
赤岩大石倉沢 3	土石流	気仙沼市赤岩大石倉		
瘻槻沢 1	土石流	気仙沼市瘻槻		
瘻槻沢 2	土石流	気仙沼市瘻槻		
渡戸沢 5	土石流	気仙沼市渡戸		
渡戸沢 6	土石流	気仙沼市渡戸		

渡戸沢 7	土石流	気仙沼市渡戸
渡戸沢 9	土石流	気仙沼市渡戸
後九条沢	土石流	気仙沼市後九条、九条
所沢沢	土石流	気仙沼市所沢
川上沢 5	土石流	気仙沼市川上、小芦、長岩間
長岩間沢	土石流	気仙沼市長岩間、久保
百目木沢	土石流	気仙沼市百目木
渡戸沢 3	土石流	気仙沼市渡戸、和野
渡戸沢 4	土石流	気仙沼市渡戸、金成沢
幸町沢	土石流	気仙沼市幸町 2 丁目
和野沢	土石流	気仙沼市和野、金成沢
川崎尻沢 2	土石流	気仙沼市川崎尻、阿霄月
川崎尻沢 3	土石流	気仙沼市川崎尻、阿霄月
下八瀬沢 11	土石流	気仙沼市下八瀬
下八瀬沢 12	土石流	気仙沼市下八瀬
下八瀬沢 13	土石流	気仙沼市下八瀬
名木沢沢 1	土石流	気仙沼市名木沢
名木沢沢 2	土石流	気仙沼市名木沢
名木沢沢 3	土石流	気仙沼市名木沢
台沢 1	土石流	気仙沼市台
台沢 2	土石流	気仙沼市台
台沢 3	土石流	気仙沼市台
台沢 4	土石流	気仙沼市台
台沢 5	土石流	気仙沼市台
台沢 6	土石流	気仙沼市台
台沢 7	土石流	気仙沼市台
台沢 8	土石流	気仙沼市台
早稲谷沢 11	土石流	気仙沼市早稲谷
台沢 9	土石流	気仙沼市台
早稲谷沢 12	土石流	気仙沼市早稲谷
台沢 10	土石流	気仙沼市台、新台
台沢 11	土石流	気仙沼市台
台沢 12	土石流	気仙沼市台
台沢 13	土石流	気仙沼市台、新台
早稲谷沢 13	土石流	気仙沼市早稲谷
早稲谷沢 14	土石流	気仙沼市早稲谷
早稲谷沢 15	土石流	気仙沼市早稲谷
関根沢 4	土石流	気仙沼市関根、台
関根沢 7	土石流	気仙沼市関根
関根沢 8	土石流	気仙沼市関根
早稲谷沢 16	土石流	気仙沼市早稲谷
関根沢 9	土石流	気仙沼市関根、新台
関根沢 10	土石流	気仙沼市関根

早稲谷沢 17	土石流	気仙沼市早稲谷
関根沢 11	土石流	気仙沼市関根
塚沢の沢 3	土石流	気仙沼市塚沢
関根沢 12	土石流	気仙沼市関根
早稲谷沢 18	土石流	気仙沼市早稲谷
関根沢 13	土石流	気仙沼市関根
関根沢 14	土石流	気仙沼市関根
塚沢の沢 4	土石流	気仙沼市塚沢
関根沢 5	土石流	気仙沼市関根
関根沢 6	土石流	気仙沼市関根
早稲谷沢 19	土石流	気仙沼市早稲谷
早稲谷沢 20	土石流	気仙沼市早稲谷
塚沢の沢 5	土石流	気仙沼市塚沢
早稲谷沢 21	土石流	気仙沼市早稲谷
早稲谷沢 22	土石流	気仙沼市早稲谷
塚沢の沢 6	土石流	気仙沼市塚沢
早稲谷沢 23	土石流	気仙沼市早稲谷
塚沢の沢 7	土石流	気仙沼市塚沢
塚沢の沢 8	土石流	気仙沼市塚沢
田尻沢	土石流	気仙沼市和野
舘山沢 2	土石流	気仙沼市舘山
舘山沢 1	土石流	気仙沼市舘山
久保沢 2	土石流	気仙沼市久保
田尻沢 1	土石流	気仙沼市大林
田尻沢 2	土石流	気仙沼市大林
古町沢 1	土石流	気仙沼市古町
柳沢 4	土石流	気仙沼市下八瀬
滝の入沢 3	土石流	気仙沼市滝の入
柳沢 3	土石流	気仙沼市川崎尻
柳沢 1	土石流	気仙沼市下八瀬
大洞沢 4	土石流	気仙沼市古町
栄町沢	土石流	気仙沼市栄町
柳沢 2	土石流	気仙沼市柳沢
滝の入沢 4	土石流	気仙沼市滝の入
滝の入沢 5	土石流	気仙沼市滝の入
大洞沢 3	土石流	気仙沼市古町
切通沢 1	土石流	気仙沼市切通
滝の入沢 6	土石流	気仙沼市滝の入
切通沢 2	土石流	気仙沼市切通

滝の入沢 7	土石流	気仙沼市滝の入		
下八瀬沢 1	土石流	気仙沼市下八瀬		
松川の沢 1	土石流	気仙沼市松川		
下八瀬沢 8	土石流	気仙沼市下八瀬		
大洞沢 5	土石流	気仙沼市古町		
下八瀬沢 2	土石流	気仙沼市下八瀬		
下八瀬沢 9	土石流	気仙沼市下八瀬		
下八瀬沢 3	土石流	気仙沼市下八瀬		
下八瀬沢 10	土石流	気仙沼市下八瀬		
松川沢 3	土石流	気仙沼市松川		
松川沢 4	土石流	気仙沼市松川		
下八瀬沢 4	土石流	気仙沼市下八瀬		
大峠山沢 1	土石流	気仙沼市大峠山		
下八瀬沢 5	土石流	気仙沼市下八瀬		
内松川沢 5	土石流	気仙沼市内松川		
下八瀬沢 7	土石流	気仙沼市下八瀬		
キツネ入沢 1	土石流	気仙沼市西八幡前		
東八幡前沢 2	土石流	気仙沼市東八幡前		
キツネ入沢 2	土石流	気仙沼市西八幡前		
府中山沢	土石流	気仙沼市下八瀬		
内松川沢 6	土石流	気仙沼市内松川		
内松川沢 7	土石流	気仙沼市内松川		
内松川沢 8	土石流	気仙沼市内松川		
内松川沢 9	土石流	気仙沼市内松川		
内松川沢 10	土石流	気仙沼市内松川		
松崎上金取 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松崎上金取		
松崎上金取 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松崎上金取		
松崎上金取 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松崎上金取		
赤岩物見 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩物見		
松崎上金取 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松崎上金取		
松崎上金取 5	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松崎上金取		
赤岩物見 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩物見		

最知荒沢 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市最知荒沢		
松崎上金取 6	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松崎上金取		
最知荒沢 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市最知荒沢		
赤岩上羽田 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩上羽田		
最知荒沢 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市最知荒沢		
最知荒沢 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市最知荒沢		
赤岩四十二 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩四十二		
最知荒沢 5	急傾斜地の崩壊	気仙沼市最知荒沢		
赤岩四十二 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩四十二		
赤岩上羽田 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩上羽田		
岩月長平 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市岩月長平		
赤岩上羽田 3 - 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩上羽田		
赤岩上羽田 3 - 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩上羽田		
赤岩羽田	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩羽田		
松崎下金取 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松崎下金取		
赤岩四十二 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩四十二		
赤岩四十二 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩四十二		
赤岩四十二 5	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩四十二		
岩月長平 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市岩月長平		
岩月箒沢 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市岩月箒沢		
松崎下金取 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松崎下金取		
岩月箒沢 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市岩月箒沢		

岩月箒沢 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市岩月箒沢		
松崎下金取 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松崎下金取		
赤岩水梨子 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩水梨子		
赤岩水梨子 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩水梨子		
赤岩水梨子 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩水梨子		
松崎大萱 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松崎大萱		
赤岩迎前田 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩迎前田		
赤岩迎前田 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩迎前田		
松崎猫渕 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松崎猫渕		
松崎立石 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松崎立石		
赤岩水梨子 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩水梨子		
赤岩高前田	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩高前田		
松崎猫渕 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松崎猫渕		
松崎大萱 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松崎大萱		
松崎猫渕 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松崎猫渕		
松崎面瀬	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松崎面瀬		
赤岩水梨子 5	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩水梨子		
松崎立石 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松崎立石		
川上 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市川上		
松崎鶴巻	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松崎鶴巻		
松崎外ヶ沢	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松崎外ヶ沢		
松崎高谷	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松崎高谷		

松崎地生	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松崎地生		
川上 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市川上		
川上 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市川上		
赤岩大石倉 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩大石倉		
松崎丸森	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松崎丸森		
赤岩大石倉 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩大石倉		
松崎柳沢	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松崎柳沢		
赤岩牧沢 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩牧沢		
赤岩牧沢 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩牧沢		
赤岩大滝 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩大滝		
赤岩牧沢 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩牧沢		
赤岩牧沢 5	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩牧沢		
赤岩牧沢 6	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩牧沢		
赤岩大滝 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩大滝		
赤岩大滝 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩大滝		
赤岩大滝 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩大滝		
赤岩牧沢 7	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩牧沢		
赤岩大滝 5	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩大滝		
赤岩大滝 6	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩大滝		
赤岩牧沢 8	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩牧沢		
赤岩牧沢 9	急傾斜地の崩壊	気仙沼市赤岩牧沢		
瘦槻 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市瘦槻		

瘻槻 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市瘻槻		
田中 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市田中		
田中 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市田中		
瘻槻 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市瘻槻		
九条 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市九条		
九条 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市九条		
九条 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市九条		
九条 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市九条		
長岩間 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市長岩間		
川上 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市川上		
川上 5	急傾斜地の崩壊	気仙沼市川上		
瘻槻 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市瘻槻		
川上 6	急傾斜地の崩壊	気仙沼市川上		
長岩間 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市長岩間		
川上 7	急傾斜地の崩壊	気仙沼市川上		
和野	急傾斜地の崩壊	気仙沼市和野		
長岩間	急傾斜地の崩壊	気仙沼市長岩間		
田中の 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市田中		
百目木	急傾斜地の崩壊	気仙沼市百目木		
和野 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市和野		
和野 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市和野		
渡戸 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市渡戸		

所沢	急傾斜地の崩壊	気仙沼市所沢		
渡戸 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市渡戸		
大浦 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市大浦		
後九条	急傾斜地の崩壊	気仙沼市後九条		
百目木 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市百目木		
和野 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市和野		
所沢 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市所沢		
大浦 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市大浦		
大浦 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市大浦		
四反田	急傾斜地の崩壊	気仙沼市四反田		
金成沢	急傾斜地の崩壊	気仙沼市金成沢		
大浦 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市大浦		
四反田 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市四反田		
小芦	急傾斜地の崩壊	気仙沼市小芦、落合		
所沢 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市所沢		
河原田一丁目	急傾斜地の崩壊	気仙沼市河原田 1 丁目		
久保 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市久保		
港町	急傾斜地の崩壊	気仙沼市港町、河原田 1 丁目		
所沢 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市所沢、明戸		
落合	急傾斜地の崩壊	気仙沼市落合		
河原田二丁目 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市河原田 2 丁目、浜見山、笹が陣		
本町一丁目 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市本町 1 丁目、笹が陣		

茗荷沢	急傾斜地の崩壊	気仙沼市茗荷沢		
所沢 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市所沢		
浪板の 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市浪板		
久保 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市久保		
久保 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市久保		
久保 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市久保		
大浦 5	急傾斜地の崩壊	気仙沼市大浦		
浪板の 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市浪板		
浪板の 5	急傾斜地の崩壊	気仙沼市浪板		
栄町	急傾斜地の崩壊	気仙沼市栄町		
太田二丁目の 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市太田 2 丁目		
太田二丁目の 5	急傾斜地の崩壊	気仙沼市太田 2 丁目		
栄町 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市栄町		
大峠山 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市大峠山、浪板		
太田二丁目の 6	急傾斜地の崩壊	気仙沼市太田 2 丁目		
大峠山 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市大峠山		
前木	急傾斜地の崩壊	気仙沼市前木		
東八幡前の 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前、大峠山		
東八幡前の 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前、大峠山		
川崎尻	急傾斜地の崩壊	気仙沼市川崎尻		
下八瀬の 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市下八瀬		
阿宵月	急傾斜地の崩壊	気仙沼市阿宵月		

下八瀬の 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市下八瀬		
下八瀬の 5	急傾斜地の崩壊	気仙沼市下八瀬		
下八瀬の 6	急傾斜地の崩壊	気仙沼市下八瀬		
下八瀬の 7	急傾斜地の崩壊	気仙沼市下八瀬		
下八瀬の 8	急傾斜地の崩壊	気仙沼市下八瀬		
下八瀬の 9	急傾斜地の崩壊	気仙沼市下八瀬		
下八瀬の 10	急傾斜地の崩壊	気仙沼市下八瀬		
下八瀬の 11	急傾斜地の崩壊	気仙沼市下八瀬		
下八瀬の 12	急傾斜地の崩壊	気仙沼市下八瀬		
名木沢	急傾斜地の崩壊	気仙沼市名木沢		
下八瀬の 13	急傾斜地の崩壊	気仙沼市下八瀬		
下八瀬の 14	急傾斜地の崩壊	気仙沼市下八瀬		
下八瀬の 15	急傾斜地の崩壊	気仙沼市下八瀬		
名木沢 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市名木沢		
下八瀬の 16	急傾斜地の崩壊	気仙沼市下八瀬		
名木沢 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市名木沢		
名木沢 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市名木沢		
下八瀬の 17	急傾斜地の崩壊	気仙沼市下八瀬		
名木沢 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市名木沢		
名木沢 5	急傾斜地の崩壊	気仙沼市名木沢		
名木沢 6	急傾斜地の崩壊	気仙沼市名木沢		
下八瀬の 18	急傾斜地の崩壊	気仙沼市下八瀬		

名木沢 7	急傾斜地の崩壊	気仙沼市名木沢		
下八瀬の 19	急傾斜地の崩壊	気仙沼市台		
内松川の 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市内松川		
内松川の 5	急傾斜地の崩壊	気仙沼市内松川		
台 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市台		
内松川の 6	急傾斜地の崩壊	気仙沼市内松川		
内松川の 7	急傾斜地の崩壊	気仙沼市内松川		
台 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市台		
台 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市台		
台 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市台		
台 5	急傾斜地の崩壊	気仙沼市台		
台 6	急傾斜地の崩壊	気仙沼市台		
早稲谷の 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市早稲谷		
早稲谷の 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市早稲谷		
早稲谷の 5	急傾斜地の崩壊	気仙沼市早稲谷		
早稲谷の 6	急傾斜地の崩壊	気仙沼市早稲谷		
早稲谷の 7	急傾斜地の崩壊	気仙沼市早稲谷		
早稲谷の 8	急傾斜地の崩壊	気仙沼市早稲谷		
関根	急傾斜地の崩壊	気仙沼市関根		
関根 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市関根		
早稲谷の 9	急傾斜地の崩壊	気仙沼市早稲谷		
早稲谷の 10	急傾斜地の崩壊	気仙沼市早稲谷		

早稲谷の 11	急傾斜地の崩壊	気仙沼市早稲谷		
早稲谷の 12	急傾斜地の崩壊	気仙沼市早稲谷		
関根 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市関根		
関根 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市関根		
早稲谷の 13	急傾斜地の崩壊	気仙沼市早稲谷		
関根 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市関根		
関根 5	急傾斜地の崩壊	気仙沼市関根		
早稲谷の 14	急傾斜地の崩壊	気仙沼市早稲谷		
関根 6	急傾斜地の崩壊	気仙沼市関根		
早稲谷の 15	急傾斜地の崩壊	気仙沼市早稲谷		
早稲谷の 16	急傾斜地の崩壊	気仙沼市早稲谷		
関根 7	急傾斜地の崩壊	気仙沼市関根		
関根 8	急傾斜地の崩壊	気仙沼市関根		
関根 9	急傾斜地の崩壊	気仙沼市関根		
早稲谷の 17	急傾斜地の崩壊	気仙沼市早稲谷		
関根 10	急傾斜地の崩壊	気仙沼市関根		
早稲谷の 18	急傾斜地の崩壊	気仙沼市早稲谷		
早稲谷の 19	急傾斜地の崩壊	気仙沼市早稲谷		
塚沢 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市塚沢		
塚沢 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市塚沢		
早稲谷の 20	急傾斜地の崩壊	気仙沼市早稲谷		
早稲谷の 21	急傾斜地の崩壊	気仙沼市早稲谷		

早稲谷の 22	急傾斜地の崩壊	気仙沼市早稲谷		
塚沢 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市塚沢		
塚沢 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市塚沢		
塚沢 5	急傾斜地の崩壊	気仙沼市塚沢		
塚沢 6	急傾斜地の崩壊	気仙沼市塚沢		
早稲谷の 23	急傾斜地の崩壊	気仙沼市早稲谷		
塚沢 7	急傾斜地の崩壊	気仙沼市塚沢		
茗荷沢 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市茗荷沢		
百目木 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市百目木		
館山一丁目の 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市館山		
本町一丁目 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市本町		
沢田 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市本町		
館山一丁目の 5	急傾斜地の崩壊	気仙沼市館山		
金成沢 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市和野		
館山二丁目 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市館山		
館山一丁目の 6	急傾斜地の崩壊	気仙沼市館山		
館山二丁目 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市館山		
館山二丁目 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市館山		
浪板の 6	急傾斜地の崩壊	気仙沼市浪板		
川原崎	急傾斜地の崩壊	気仙沼市田尻沢		
田尻沢の 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市田尻沢		
川原崎 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市川原崎		

舘山二丁目 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市舘山		
田尻沢の 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市田尻沢		
大峠山 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市大峠山		
金成沢 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市金成沢		
田尻沢の 5	急傾斜地の崩壊	気仙沼市田尻沢		
金成沢 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市大林		
浪板の 7	急傾斜地の崩壊	気仙沼市浪板		
川原崎 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市川原崎		
浪板の 8	急傾斜地の崩壊	気仙沼市浪板		
大林	急傾斜地の崩壊	気仙沼市大林		
柳沢の 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市柳沢		
久保 5	急傾斜地の崩壊	気仙沼市久保		
柳沢の 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市下八瀬		
古町二丁目 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市古町		
柳沢の 5	急傾斜地の崩壊	気仙沼市柳沢		
柳沢の 6	急傾斜地の崩壊	気仙沼市柳沢		
古町二丁目 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市古町		
栄町 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市栄町		
栄町 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市栄町		
柳沢の 7	急傾斜地の崩壊	気仙沼市下八瀬		
古町二丁目 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市古町		
柳沢の 8	急傾斜地の崩壊	気仙沼市柳沢		

古町二丁目 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市古町		
川崎尻 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市下八瀬		
古町四丁目	急傾斜地の崩壊	気仙沼市古町		
古町四丁目 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市古町		
滝の入の 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市滝の入		
古町二丁目 5	急傾斜地の崩壊	気仙沼市古町		
切通	急傾斜地の崩壊	気仙沼市切通		
蔵底 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市蔵底		
滝の入の 5	急傾斜地の崩壊	気仙沼市滝の入		
滝の入の 6	急傾斜地の崩壊	気仙沼市滝の入		
古町四丁目 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市古町		
古町四丁目 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市古町		
松川 6	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松川		
切通 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市切通		
切通 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市切通		
下八瀬の 20	急傾斜地の崩壊	気仙沼市下八瀬		
下八瀬の 21	急傾斜地の崩壊	気仙沼市下八瀬		
下八瀬の 22	急傾斜地の崩壊	気仙沼市下八瀬		
川崎尻 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市川崎尻		
蔵底 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市蔵底		
川崎尻 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市川崎尻		
蔵底 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市蔵底		

松川前 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松川		
蔵底 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市蔵底		
東八幡前の 5	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前		
蔵底 5	急傾斜地の崩壊	気仙沼市蔵底		
松川 7	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松川		
東八幡前の 6	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前		
松川 8	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松川		
松川 9	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松川		
蔵底 6	急傾斜地の崩壊	気仙沼市蔵底		
東八幡前の 7	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前		
東八幡前の 8	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前		
東八幡前の 9	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前		
東八幡前の 10	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前		
西八幡前 1	急傾斜地の崩壊	気仙沼市西八幡前		
東八幡前の 11	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前		
内松川の 8	急傾斜地の崩壊	気仙沼市松川		
東八幡前の 12	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前		
東八幡前の 13	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前		
東八幡前の 14	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前		
東八幡前の 15	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前		
東八幡前の 16	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前		
東八幡前の 17	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前		

西八幡前 2	急傾斜地の崩壊	気仙沼市西八幡前		
西八幡前 3	急傾斜地の崩壊	気仙沼市西八幡前		
東八幡前の 18	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前		
東八幡前の 19	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前		
西八幡前 4	急傾斜地の崩壊	気仙沼市西八幡前		
西八幡前 5	急傾斜地の崩壊	気仙沼市西八幡前		
西八幡前 6	急傾斜地の崩壊	気仙沼市西八幡前		
東八幡前の 20	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前		
東八幡前の 21	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前		
内松川の 9	急傾斜地の崩壊	気仙沼市内松川		
西八幡前 7	急傾斜地の崩壊	気仙沼市西八幡前		
東八幡前の 22	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前		
内松川の 10	急傾斜地の崩壊	気仙沼市内松川		
東八幡前の 23	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前		
西八幡前 8	急傾斜地の崩壊	気仙沼市西八幡前		
東八幡前の 24	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前		
東八幡前の 25	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前		
東八幡前の 26	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前		
内松川の 11	急傾斜地の崩壊	気仙沼市内松川		
東八幡前の 27	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前		
東八幡前の 28	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前		
下八瀬の 23	急傾斜地の崩壊	気仙沼市下八瀬		

内松川の 12	急傾斜地の崩壊	気仙沼市内松川		
東八幡前の 29	急傾斜地の崩壊	気仙沼市東八幡前		
西八幡前 9	急傾斜地の崩壊	気仙沼市西八幡前		
内松川の 13	急傾斜地の崩壊	気仙沼市内松川		
内松川の 14	急傾斜地の崩壊	気仙沼市内松川		
内松川の 15	急傾斜地の崩壊	気仙沼市内松川		
内松川の 16	急傾斜地の崩壊	気仙沼市内松川		
内松川の 17	急傾斜地の崩壊	気仙沼市内松川		

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

宮城県告示第 147号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
下保呂毛沢 1	土石流	本吉郡南三陸町志津川字下保呂毛、田尻畑	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県気仙沼土木事務所
城場沢 1－1	土石流	本吉郡南三陸町志津川字城場		
城場沢 1－2	土石流	本吉郡南三陸町志津川字城場		
御前下沢 1	土石流	本吉郡南三陸町志津川字熊田、御前下		
御前下沢 2	土石流	本吉郡南三陸町志津川字御前下		
磯の沢沢 1	土石流	本吉郡南三陸町志津川字磯の沢		
熊田沢 1	土石流	本吉郡南三陸町志津川字熊田、小森		
天王山沢 1	土石流	本吉郡南三陸町志津川字磯の沢、天王山		
磯の沢沢 2	土石流	本吉郡南三陸町志津川字磯の沢		
平井田沢 1	土石流	本吉郡南三陸町志津川字平井田		
桜沢沢 1	土石流	本吉郡南三陸町入谷字桜沢		
桜沢沢 2	土石流	本吉郡南三陸町入谷字桜沢		
立沢沢 1	土石流	本吉郡南三陸町志津川字平井田、立沢		
磯の沢沢 3	土石流	本吉郡南三陸町志津川字磯の沢		
熊田沢 2	土石流	本吉郡南三陸町志津川字熊田		
平井田沢 2－1	土石流	本吉郡南三陸町志津川字平井田		
平井田沢 2－2	土石流	本吉郡南三陸町志津川字平井田		
桜沢沢 10－2	土石流	本吉郡南三陸町入谷字桜沢		
小森沢	土石流	本吉郡南三陸町志津川字秋目川、小森		
桜沢沢 5	土石流	本吉郡南三陸町入谷字桜沢		

内井田沢	土石流	本吉郡南三陸町志津川字内井田		
磯の沢沢 4	土石流	本吉郡南三陸町志津川字磯の沢		
磯の沢沢 5	土石流	本吉郡南三陸町志津川字磯の沢		
熊田沢 3	土石流	本吉郡南三陸町志津川字秋目川、熊田		
立沢沢 2	土石流	本吉郡南三陸町志津川字立沢		
桜沢沢 10- 5	土石流	本吉郡南三陸町入谷字桜沢		
松井田沢 2	土石流	本吉郡南三陸町志津川字松井田		
立沢沢 3	土石流	本吉郡南三陸町志津川字立沢		
立沢沢 4	土石流	本吉郡南三陸町志津川字立沢		
桜沢沢 6	土石流	本吉郡南三陸町入谷字桜沢		
秋目川沢 1	土石流	本吉郡南三陸町志津川字秋目川		
細浦沢	土石流	本吉郡南三陸町志津川字細浦		
桜沢沢 3	土石流	本吉郡南三陸町入谷字桜沢		
桜沢沢 4	土石流	本吉郡南三陸町入谷字桜沢		
桜沢沢 10- 3	土石流	本吉郡南三陸町入谷字桜沢		
桜沢沢 10- 4	土石流	本吉郡南三陸町入谷字桜沢		
桜沢沢 7	土石流	本吉郡南三陸町入谷字桜沢		
蛇王沢 1	土石流	本吉郡南三陸町志津川字蛇王		
桜沢沢 8	土石流	本吉郡南三陸町入谷字桜沢		
秋目川沢 2	土石流	本吉郡南三陸町志津川字秋目川		
蛇王沢 2	土石流	本吉郡南三陸町志津川字蛇王		
転石沢	土石流	本吉郡南三陸町戸倉字転石、古館		
黒崎沢 6	土石流	本吉郡南三陸町戸倉字黒崎		
黒崎沢 5 - 1	土石流	本吉郡南三陸町戸倉字黒崎		
黒崎沢 5 - 2	土石流	本吉郡南三陸町戸倉字黒崎		
黒崎沢 4	土石流	本吉郡南三陸町戸倉字黒崎		
大久保沢 2	土石流	本吉郡南三陸町志津川字大久保		
上保呂毛沢 3	土石流	本吉郡南三陸町志津川字上保呂毛		
上保呂毛沢 2	土石流	本吉郡南三陸町志津川字上保呂毛		
上保呂毛沢 1	土石流	本吉郡南三陸町志津川字上保呂毛		
入大船沢沢 2	土石流	本吉郡南三陸町入谷字入大船沢		

下保呂毛沢 4	土石流	本吉郡南三陸町志津川字下保呂毛		
竹川原沢 1	土石流	本吉郡南三陸町志津川字下保呂毛、竹川原		
下保呂毛沢 2	土石流	本吉郡南三陸町志津川字下保呂毛		
袖浜沢 1	土石流	本吉郡南三陸町志津川字袖浜		
大船沢沢 7	土石流	本吉郡南三陸町入谷字大船沢		
大船沢沢 6	土石流	本吉郡南三陸町入谷字大船沢		
入大船沢沢 1	土石流	本吉郡南三陸町入谷字入大船沢		
大船沢沢 1 - 1	土石流	本吉郡南三陸町入谷字大船沢、志津川字下保呂毛		
大船沢沢 1 - 2	土石流	本吉郡南三陸町入谷字大船沢、志津川字下保呂毛		
大船沢沢 1 - 3	土石流	本吉郡南三陸町入谷字大船沢		
大船沢沢 5	土石流	本吉郡南三陸町入谷字大船沢		
蒲の沢沢	土石流	本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢		
北の又沢 1	土石流	本吉郡南三陸町志津川字権現、北の又		
大船沢沢 9	土石流	本吉郡南三陸町入谷字大船沢		
大船沢沢 4	土石流	本吉郡南三陸町入谷字大船沢		
北の又沢 2	土石流	本吉郡南三陸町志津川字北の又、平貝		
平磯沢	土石流	本吉郡南三陸町志津川字沼田、平磯		
天王前沢 1	土石流	本吉郡南三陸町志津川字上の山、天王前		
権現沢 1 - 2	土石流	本吉郡南三陸町志津川字権現		
北の又沢 3	土石流	本吉郡南三陸町志津川字北の又		
深田沢 1	土石流	本吉郡南三陸町志津川字深田		
深田沢 2	土石流	本吉郡南三陸町志津川字深田		
北の又沢 4	土石流	本吉郡南三陸町志津川字北の又、平貝		
大船沢沢 3	土石流	本吉郡南三陸町入谷字大船沢		
新井田沢 2	土石流	本吉郡南三陸町志津川字新井田		
北の又沢 5	土石流	本吉郡南三陸町志津川字北の又、平貝		
平井田沢 3	土石流	本吉郡南三陸町志津川字平井田、立沢		

磯の沢沢 6	土石流	本吉郡南三陸町志津川字磯の沢、新井田		
立沢沢 5	土石流	本吉郡南三陸町志津川字立沢		
蛇王沢 3	土石流	本吉郡南三陸町志津川字蛇王、細浦		
田尻畑 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字田尻畑		
田尻畑 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字田尻畑		
田尻畑 3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字田尻畑		
下保呂毛 1 - 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字下保呂毛、田尻畑		
中瀬町 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字中瀬町		
田尻畑 4	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字田尻畑		
天王山 4	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字天王山		
廻館 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字廻館		
廻館 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字廻館		
廻館 3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字廻館、御前下		
小森 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字小森		
助作	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字助作、大沢		
小森 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字小森		
廻館 4	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字廻館		
小森 3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字小森		
廻館 5	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字廻館、小森		
大船沢 1 - 10	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字大船沢		
大船沢 1 - 11	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字大船沢		
小森 4	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字小森		
新井田 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字新井田		

	崩壊	田、天王山		
天王山 5	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字天王山、磯の沢		
大船沢 1 - 12	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字大船沢		
大船沢 1 - 13	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字大船沢		
小田	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字小田		
熊田 1 - 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字熊田		
熊田 1 - 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字熊田		
小森 5	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字小森		
新井田 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字新井田、磯の沢		
平井田 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字平井田		
平井田 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字平井田		
磯の沢 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字磯の沢、新井田		
平井田 6	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字平井田		
立沢 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字立沢		
平井田 3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字平井田		
平井田 7	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字平井田		
立沢 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字立沢		
熊田 1 - 3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字熊田		
立沢 3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字立沢		
立沢 4	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字立沢		
新井田 3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字新井田、磯の沢		
熊田 1 - 4	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字熊田		
内井田	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字内井		

	崩壊	田		
熊田 1 - 5	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字熊田		
平井田 4	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字平井田		
平井田 5	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字平井田		
立沢 5	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字立沢		
立沢 6	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字立沢		
磯の沢 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字磯の沢		
秋目川 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字秋目川		
磯の沢 3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字磯の沢		
桜沢 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字桜沢		
桜沢 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字桜沢		
立沢 7	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字立沢		
蛇王 3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字蛇王		
桜沢 3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字桜沢		
立沢 8	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字立沢		
熊田 1 - 6	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字熊田		
蛇王 4	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字蛇王		
阿曾	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字阿曾、蛇王		
桜沢 4	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字桜沢		
桜沢 5	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字桜沢		
大畑 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字大畑		
桜沢 6	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字桜沢		
秋目川 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字秋目		

	崩壊	川		
桜沢 7	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字桜沢		
桜沢 8	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字桜沢		
蛇王 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字蛇王		
桜沢 9	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字桜沢		
秋目川 3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字秋目川		
秋目川 4	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字秋目川		
桜沢 10	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字桜沢		
蛇王 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字蛇王		
桜沢 11	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字桜沢		
大畑 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字大畑		
立沢 9	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字立沢、大畑		
桜沢 12	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字桜沢		
桜沢 13	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字桜沢		
秋目川 5	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字秋目川		
秋目川 6	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字秋目川		
大畑 3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字大畑		
鏡石 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字鏡石		
鏡石 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字鏡石		
宇津野 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町戸倉字宇津野		
沖田 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町戸倉字沖田、小涼		
西入	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町戸倉字西入		
宇津野 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町戸倉字宇津野		

	崩壊		
宇津野 3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町戸倉字宇津野	
沖田 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町戸倉字沖田	
小涼	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町戸倉字小涼	
脇の沢 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町戸倉字脇の沢	
黒崎 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字黒崎	
脇の沢 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町戸倉字脇の沢	
黒崎 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字黒崎	
黒崎 3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字黒崎	
黒崎 4	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字黒崎	
黒崎 5	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字黒崎	
黒崎 6	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字黒崎	
黒崎 7	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字黒崎	
黒崎 8	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字黒崎	
林 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字林	
林 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字林	
林 3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字林	
林 4	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字林	
林 5	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字林	
林 6	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字林	
大久保 1 - 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字大久保、内山	
大久保 1 - 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字大久保、内山	
林 7	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字林	

	崩壊			
大久保 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字大久保		
大久保 3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字大久保		
上保呂毛 2 - 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字上保呂毛		
林 8	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字林		
大久保 4	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字大久保		
上保呂毛 2 - 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字上保呂毛		
上保呂毛 2 - 3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字上保呂毛		
上保呂毛 1 - 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字上保呂毛		
大久保 5	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字大久保		
林 9	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字林、大久保		
大久保 6	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字大久保		
林 10	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字林		
上保呂毛 2 - 4	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字上保呂毛		
大久保 7	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字大久保		
大久保 8	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字大久保		
上保呂毛 2 - 5	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字上保呂毛		
大久保 9	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字大久保		
大久保 10	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字大久保		
大久保 11	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字大久保		
袖浜 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字袖浜		
上保呂毛 1 - 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字上保呂毛		
大森 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字大森		

	崩壊		
入大船沢 1 - 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字入大船沢	
袖浜 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字袖浜	
下保呂毛 1 - 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字下保呂毛	
入大船沢 1 - 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字入大船沢	
袖浜 3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字袖浜	
袖浜 4	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字袖浜	
袖浜 5	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字袖浜	
袖浜 6	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字袖浜	
大森 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字大森	
中瀬町 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字中瀬町	
大森 3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字大森	
大森 4	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字大森	
下保呂毛 2 - 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字下保呂毛	
入大船沢 1 - 3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字入大船沢	
下保呂毛 2 - 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字下保呂毛	
権現 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字権現、北の又	
蒲の沢 1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢	
大森 5	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字大森	
大森 6	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字大森	
北の又 6	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字北の又	
大森 7	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字大森	
蒲の沢 2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字蒲の	

	崩壊	沢		
北の又7	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字北の又		
大船沢1-1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字大船沢		
北の又8	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字北の又		
蒲の沢3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字蒲の沢		
北の又1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字北の又		
天王山1	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字天王山		
平貝2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字平貝		
北の又2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字北の又		
天王山2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字天王山		
大船沢3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字大船沢		
大船沢1-2	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字大船沢		
平磯	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字平磯		
大船沢1-3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字大船沢		
平貝3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字平貝、北の又		
天王山3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字天王山		
北の又3	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字北の又		
北の又4	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字北の又		
北の又5	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町志津川字北の又、平貝		
大船沢1-4	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字大船沢		
大船沢1-5	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字大船沢		
大船沢1-6	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字大船沢		
大船沢1-7	急傾斜地の崩壊	本吉郡南三陸町入谷字大船沢		

	崩壊			
--	----	--	--	--

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

## 宮城県告示第 148号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
二ツ橋	急傾斜地の崩壊	東松島市宮戸字二ツ橋	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県東部土木事務所

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

## 宮城県告示第 149号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
松森沢 1	土石流	仙台市泉区松森内町	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所
松陵沢	土石流	仙台市泉区松陵 3 丁目		
朴沢	土石流	仙台市泉区朴沢		
朴沢 2	土石流	仙台市泉区朴沢		
西田中沢	土石流	仙台市泉区西田中		
福岡沢 8	土石流	仙台市泉区福岡		

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

宮城県告示第 150号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
渡戸沢 8	土石流	気仙沼市渡戸	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県気仙沼土木事務所
渡戸沢 1	土石流	気仙沼市渡戸		
久保沢 3	土石流	気仙沼市長岩間、久保		
渡戸沢 2	土石流	気仙沼市渡戸		
久保沢 4	土石流	気仙沼市久保、長岩間		
高屋敷沢	土石流	気仙沼市田尻沢		
久保沢 1	土石流	気仙沼市落合		
河原崎沢	土石流	気仙沼市川原崎		
川崎尻沢 1	土石流	気仙沼市川崎尻		
西八幡沢 1	土石流	気仙沼市西八幡前		
東八幡前沢 1	土石流	気仙沼市東中才		

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

宮城県告示第 151号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
桜沢沢 10－1	土石流	本吉郡南三陸町入谷字桜沢、鏡石	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県気仙沼土木事務所
桜沢沢 9	土石流	本吉郡南三陸町入谷字桜沢		
沖田沢	土石流	本吉郡南三陸町戸倉字沖田、津野		
大久保沢 1－1	土石流	本吉郡南三陸町志津川字大久保		
大久保沢 1－2	土石流	本吉郡南三陸町志津川字大久保		
大久保沢 1－3	土石流	本吉郡南三陸町志津川字大久保		
袖浜沢 2	土石流	本吉郡南三陸町志津川字袖浜		
大森沢 4	土石流	本吉郡南三陸町志津川字大森		
大船沢沢 8	土石流	本吉郡南三陸町入谷字大船沢		
下保呂毛沢 3	土石流	本吉郡南三陸町志津川字下保呂毛、田尻畑		
大船沢沢 2	土石流	本吉郡南三陸町入谷字大船沢		
権現沢 1－1	土石流	本吉郡南三陸町志津川字権現		
田尻畑沢 2	土石流	本吉郡南三陸町志津川字田尻畑		
新井田沢 3	土石流	本吉郡南三陸町志津川字新井田		
新井田沢 1	土石流	本吉郡南三陸町志津川字新井田、天王山		

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

## 宮城県告示第152号

大郷町から大郷都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 大郷都市計画下水道
  - (2) 名称 大郷町流域関連特定環境保全公共下水道
- 2 縦覧場所  
宮城県庁（土木部都市計画課）

## 宮城県告示第153号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画を次のとおり認可した。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 施行者の名称

仙台市

### 2 都市計画事業の種類及び名称

#### (1) 種類

仙塩広域都市計画道路事業

#### (2) 名称

3・3・16号 宮沢根白石線

### 3 事業施行期間

令和8年3月13日から令和27年3月31日まで

### 4 事業地

#### (1) 収用の部分

宮城県仙台市青葉区小松島新堤並びに宮城野区安養寺一丁目並びに泉区南光台一丁目、南光台二丁目及び南光台南一丁目地内

#### (2) 使用の部分

なし

## 宮城県告示第 154 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画を次のとおり認可した。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 施行者の名称

名取市

### 2 都市計画事業の種類及び名称

#### (1) 種類

仙塩広域都市計画道路事業

#### (2) 名称

3・4・330 号 大手町川上線

### 3 事業施行期間

令和 8 年 3 月 13 日から令和 15 年 3 月 31 日まで

### 4 事業地

#### (1) 収用の部分

宮城県名取市手倉田字諏訪及び字堰根並びに高館川上字蛭田地内

#### (2) 使用の部分

なし

## 宮城県告示第155号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### 1 施行者の名称

仙台市

### 2 都市計画事業の種類及び名称

#### (1) 種類

仙塩広域都市計画下水道事業

#### (2) 名称

仙台市公共下水道

### 3 事業施行期間

「昭和33年2月4日から令和8年3月31日まで」を「昭和33年2月4日から令和13年3月31日まで」に変更する。

### 4 事業地

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

変更なし

## 宮城県告示第156号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 施行者の名称  
登米市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類  
登米都市計画下水道事業
  - (2) 名称  
登米市特定環境保全公共下水道
- 3 事業施行期間  
「平成3年1月31日から令和8年3月31日まで」を「平成3年1月31日から令和13年3月31日まで」に変更する。
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

## 宮城県告示第157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地  
宮城県多賀城市鶴ヶ谷1丁目4番1号 宮城県多賀城分庁舎2F  
一般社団法人宮城県安全運転管理者協会
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容  
安全運転管理者等講習に係る手数料
- 3 指定年月日  
令和8年2月20日
- 4 委託年月日  
令和8年2月27日
- 5 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	指 定 年 月 日
カワチ薬局石巻蛇田店	調剤	石巻市蛇田東道下 28- 1	令和 8 年 2 月 1 日
アシストファーマシー	調剤	富谷市明石台七丁目 1-6 -2F-2-C	令和 8 年 2 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担当する医療の種類	所 在 地	辞 退 年 月 日
なでしこ薬局ますざわ	調剤	本吉郡南三陸町歌津枡沢 90-1	令和 3 年 9 月 1 日
クスリのアオキ二木薬局	調剤	岩沼市二木二丁目 1-1	令和 7 年 12 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 病院・診療所

名称	所在地	指定年月日
えみこ在宅クリニック	黒川郡大和町吉岡まほろば二丁目 23-7	令和 8 年 1 月 1 日

2 薬局

名称	所在地	指定年月日
めでしま薬局	名取市愛島郷二丁目 27-104	令和 8 年 1 月 1 日
カワチ薬局 石巻蛇田店	石巻市蛇田東道下 28-1	令和 8 年 1 月 1 日

3 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション あやめ亙理	亙理郡亙理町字道田西 41-1	令和 8 年 2 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第 69 条の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

薬局

名称	所在地	廃止年月日
高木薬局	白石市南町一丁目 3 番 39 号	令和 7 年 12 月 24 日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件及び数量 令和8年度漁業取締船用軽油（単価契約）
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 石巻工業港又は石巻漁港

2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- (3) 宮城県からの物品調達に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更正手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更正手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関

与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- (8) 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号 電話022-211-3335）へ令和8年3月19日（木）午後5時までに提出すること。

### 3 入札書の提出場所等

#### (1) 電子調達システムの利用

ア 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ）を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、あらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

- (2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

宮城県水産林政部水産業振興課漁業調整班（電話022-211-2932）

- (3) 入札説明書及び仕様書の交付期限

令和8年3月23日（月）まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、令和8年3月18日（水）午後5時までに（2）あて申し出ること。

- (4) 一般競争入札参加資格審査

ア 電子調達システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和8年3月19日（木）から令和8年3月24日（火）までの間に必要書類を作成の上、電子調達システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和8年3月24日（火）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ 開札日までの間において、ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札書の提出期限

ア 電子調達システムにより入札する場合

入札期間 令和8年3月26日（木）午前9時から令和8年3月27日（金）午後5時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

(ア) 日時 令和8年3月27日（金）午後5時

(イ) 場所 (2)に同じ

(ウ) 郵送による場合は配達証明付書留郵便により（ア）の日時までに到達するよう提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、（6）の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ウ 期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

- (6) 開札の日時及び場所

令和8年3月30日（月）午前10時 宮城県行政庁舎12階 水産業振興課執務室内

- 4 入札に参加することができない者  
2に定める資格を有しない者及び3（4）の審査により資格を有しないとされた者
- 5 その他
  - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
  - (2) 入札保証金及び契約保証金
    - ア 入札保証金 財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第98条第1項第3号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないおそれがあると認めるときは、同第97条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
    - イ 契約保証金 財務規則第113条及び第114条の規定による。
  - (3) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。
  - (4) 入札金額の記載方法 入札書には、契約期間全体の工事請負額の総額を記載すること。  
なお、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (5) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (6) 契約書の作成の要否 要
  - (7) 入札執行の方法 一般競争入札
  - (8) 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
  - (9) 詳細は入札説明書及び仕様書による。

## 6 概要

### Summary

- (1) Nature of the Items to be Procured: Diesel fuel for fisheries patrol vessel (unit price contract) during FY2026
- (2) Quantity of the Items to be Procured: 264,000 liters
- (3) Period of Delivery: April 1, 2026 to March 31, 2027
- (4) Deadline for Bid Submission: March 27, 2026 (Fri.) 5:00PM
- (5) Place and Time for Bid Selection: Fisheries and Forestry Department, Meeting Room, Miyagi Prefectural Government Building; March 30, 2026 (Mon.), 10:00 AM
- (6) Contact Information: Fisheries Coordination Section, Fisheries Industry Promotion Division, Fisheries and Forestry Department, Miyagi Prefectural Government Building 3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570  
TEL: 022-211-2932
- (7) Language and Currency Used in Contract Procedure: Japanese and Japanese yen only.

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
宮城県立光明支援学校スクールバス運行業務① 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月26日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘3丁目13番20号
- 5 落札金額 207,081,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月16日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
宮城県立光明支援学校スクールバス運行業務② 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月26日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘3丁目13番20号
- 5 落札金額 172,521,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月16日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
宮城県立石巻支援学校スクールバス運行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月26日
- 4 落札者の名称及び所在地  
有限会社畳石観光 石巻市須江字畳石50番地の2
- 5 落札金額 180,168,600円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月16日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
宮城県立古川学校スクールバス運行業務① 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月26日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社昭和タクシー 大崎市古川字上古川屋敷77番地の1
- 5 落札金額 175,301,400円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月16日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
宮城県立古川支援学校スクールバス運行業務② 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月26日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘3丁目13番20号
- 5 落札金額 189,085,500円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月16日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
宮城県立気仙沼支援学校スクールバス運行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月26日
- 4 落札者の名称及び所在地  
気仙沼交通株式会社 気仙沼市上田中1丁目9番地14
- 5 落札金額 90,815,550円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月16日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
宮城県立名取支援学校スクールバス運行業務① 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月26日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘3丁目13番20号
- 5 落札金額 192,296,400円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月16日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
宮城県立名取支援学校スクールバス運行業務② 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月26日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘3丁目13番20号
- 5 落札金額 158,894,250円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月16日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
宮城県立角田支援学校スクールバス運行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月26日
- 4 落札者の名称及び所在地  
東北アクセス株式会社 福島県南相馬市原町区深野字庚塚346番地の1
- 5 落札金額 339,666,300円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月16日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
宮城県立利府支援学校スクールバス運行業務① 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月26日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘3丁目13番20号
- 5 落札金額 220,239,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月16日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
宮城県立利府支援学校スクールバス運行業務② 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月26日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘3丁目13番20号
- 5 落札金額 220,336,650円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月16日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
宮城県立金成支援学校スクールバス運行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月26日
- 4 落札者の名称及び所在地  
グリーン観光バス株式会社 栗原市築館字下宮野川北21番地1
- 5 落札金額 82,462,836円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月16日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
宮城県立迫支援学校スクールバス運行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月26日
- 4 落札者の名称及び所在地  
とよま観光バス株式会社 登米市登米町寺池目子待井275の1
- 5 落札金額 254,269,950円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月16日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
宮城県立小松島支援学校スクールバス運行業務① 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月26日
- 4 落札者の名称及び所在地  
仙南交通株式会社 仙台市太白区中田5丁目16番25号
- 5 落札金額 303,131,250円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月16日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
宮城県立小松島支援学校スクールバス運行業務② 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月26日
- 4 落札者の名称及び所在地  
愛子観光バス株式会社 仙台市青葉区上愛子字大岩1番地の3
- 5 落札金額 261,484,800円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月16日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
宮城県立山元支援学校スクールバス運行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月26日
- 4 落札者の名称及び所在地  
大新東株式会社 東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番3号
- 5 落札金額 88,898,250円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月16日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
宮城県立秋保かがやき支援学校スクールバス運行業務① 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月26日
- 4 落札者の名称及び所在地  
宮城交通株式会社 仙台市泉区泉ヶ丘3丁目13番20号
- 5 落札金額 130,520,100円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月16日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
宮城県立秋保かがやき支援学校スクールバス運行業務② 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月26日
- 4 落札者の名称及び所在地  
宮城交通株式会社 仙台市泉区泉ヶ丘3丁目13番20号
- 5 落札金額 125,684,100円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月16日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
宮城県立松陵支援学校スクールバス運行業務① 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月26日
- 4 落札者の名称及び所在地  
仙南交通株式会社 仙台市太白区中田5丁目16番25号
- 5 落札金額 249,221,250円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月16日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
宮城県立松陵支援学校スクールバス運行業務② 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月26日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社ミヤコーバス 仙台市泉区泉ヶ丘3丁目13番20号
- 5 落札金額 240,024,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月16日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
宮城県立西多賀支援学校送迎車両運行業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
教育庁特別支援教育課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和8年2月27日
- 4 落札者の名称及び所在地  
仙台中央タクシー株式会社 仙台市宮城野区扇町5丁目5番20号
- 5 落札金額 34,798,582円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和8年1月16日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和8年3月13日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量  
宮城広瀬高等学校仮設校舎賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地  
教育庁施設整備課 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年2月16日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地  
大和リース株式会社仙台支社 仙台市太白区大野田四丁目28番地の3
- 5 落札金額  
1,206,000,000円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和8年1月27日

### 宮城県教育委員会告示第3号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和8年3月13日

宮城県教育委員会

教育長 佐藤靖彦

- 1 日 時 令和8年3月19日 午後1時30分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 事件
  - 第1号議案 教育委員会規則の改廃について
  - 第2号議案 職員の人事について
  - 第3号議案 教育功績者表彰について
  - 第4号議案 宮城県教育職員の働き方改革に関する取組方針について
  - 第5号議案 次期県立高校将来構想について
  - 第6号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について
  - 第7号議案 文化財保護審議会委員の人事について
- 4 傍聴者の定員  
12人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望の受付は、会議開会30分前から10分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。
- 6 問い合わせ先  
仙台市青葉区本町三丁目8番1号  
宮城県教育庁総務課総務班（電話022-211-3611）

## 官選管告示第 15 号

令和 8 年 3 月 2 日現在における地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 並びに第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあつてはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあつてはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

### 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による 50 分の 1 の数

37,703

### 2 地方自治法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項の規定による 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数

335,641

### 3 地方自治法第 80 条第 1 項の規定による 3 分の 1 の数

青葉選挙区	83,287	岩沼選挙区	11,946
宮城野選挙区	52,916	登米選挙区	20,438
若林選挙区	39,100	栗原選挙区	17,350
太白選挙区	66,059	東松島選挙区	10,685
泉選挙区	58,908	大崎選挙区	34,472
石巻・牡鹿選挙区	39,289	富谷・黒川選挙区	25,630
塩釜選挙区	14,690	柴田選挙区	22,077
気仙沼・本吉選挙区	19,504	亶理選挙区	12,616
白石・刈田選挙区	12,248	宮城選挙区	13,703
名取選挙区	21,954	加美選挙区	7,706
角田・伊具選挙区	10,906	遠田選挙区	10,674
多賀城・七ヶ浜選挙区	22,223		

## 官選管告示第 16 号

令和 8 年 3 月 2 日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

335,641

## 官選管告示第 17 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 189 条の規定により、令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第 192 条の規定により、その要旨を別冊のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

官選管告示第 18 号

平成 7 年官選管告示第 8 号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 13 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

改 正 後		改 正 前	
施設の名称	所在地	施設の名称	所在地
[略]	[略]	[略]	[略]
加美町中新田文化会館	加美郡加美町字一本杉 101 番地	加美町中新田文化会館	加美郡加美町字一本杉 101 番地
		加美町宮崎公民館	同 郡同 町宮崎字屋敷七番 45 番地 1
加美町小野田文化会館	同 郡同 町字中原南 105 番地	加美町小野田文化会館	同 郡同 町字中原南 105 番地
[略]	[略]	[略]	[略]

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

宮城県公安委員会規則第4号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月13日

宮城県公安委員会委員長 星 倫市

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則（昭和29年宮城県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第3条関係）			別表第1（第3条関係）		
交番の名称及び位置			交番の名称及び位置		
警察署名	名称	位置	警察署名	名称	位置
	(略)			(略)	
岩沼警察署	署所在地交番	岩沼市末広二丁目1番23号	岩沼警察署	岩沼駅前交番	岩沼市館下一丁目3番5号
		(略)			(略)
	(略)			(略)	
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
駐在所の名称及び位置			駐在所の名称及び位置		
警察署名	名称	位置	警察署名	名称	位置
	(略)			(略)	
加美警察署		(略)	加美警察署		(略)
	四釜駐在所	加美郡色麻町四釜字町86番地1		色麻駐在所	加美郡色麻町四竈字柺木町2番地
		(略)			(略)
岩沼警察署	清水駐在所	加美郡色麻町清水字香ノ木前25番地3	岩沼警察署		
	千貫駐在所	岩沼市松ヶ丘四丁目3番地の13			
	(略)			(略)	
	(略)			(略)	

別表第3 (略)

別表第4 (第4条関係)

仙台中央警察署～古川警察署 (略)

大和警察署

名 称	受 持 区 域
署所在地交番	黒川郡大和町のうち まいの一丁目(1番から7番まで)、吉岡、 吉岡天皇寺東、吉岡東一丁目から吉岡東三丁 目まで、吉岡まほろば一丁目、吉岡まほろば 二丁目、吉岡南一丁目から吉岡南三丁目まで 、吉田(北谷地、北要害、新要害、南要害、 要害川原、高田、高田東、高田西、高田下原 、東五福院、南五福院、上五福院、南谷地、 西風、上桧木、下桧木、中桧木、桧木及び桧 木川原_____ )
富谷交番	富谷市のうち あけの平一丁目からあけの平三丁目まで、一 ノ関、今泉、大童、穀田(瀬ノ木、瀬戸ノ沢 、花ノ沢、高屋敷、松場、土屋沢及び釜ノ沢 を除く。)、三ノ関、志戸田、太子堂一丁目 、太子堂二丁目_____、とちの 木一丁目、とちの木二丁目、富谷(大清水上 を除く。)、西成田(千刈沖、新千刈沖、下 八百刈、荒井向、荒井向東、白鳥及び荒井向 西二番)、二ノ関、日吉台一丁目から日吉台 三丁目まで、ひより台一丁目、ひより台二丁 目、杜乃橋一丁目、杜乃橋二丁目 黒川郡大和町のうち

別表第3 (略)

別表第4 (第4条関係)

仙台中央警察署～古川警察署 (略)

大和警察署

名 称	受 持 区 域
署所在地交番	黒川郡大和町のうち まいの一丁目(1番から7番まで)、吉岡、 吉岡天皇寺東、吉岡東一丁目から吉岡東三丁 目まで、吉岡まほろば一丁目、吉岡まほろば 二丁目、吉岡南一丁目から吉岡南三丁目まで 、吉田(北谷地、北要害、新要害、南要害、 要害川原、高田、高田東、高田西、高田下原 、東五福院、南五福院、上五福院、南谷地、 西風、上桧木、下桧木、中桧木、桧木、 <u>桧</u> 木川原、 <u>新五福院上、新南谷地、新西風、綱</u> 木及び <u>ゞ切</u> )
富谷交番	富谷市のうち あけの平一丁目からあけの平三丁目まで、一 ノ関、今泉、大童、穀田(瀬ノ木、瀬戸ノ沢 、花ノ沢、高屋敷、松場、土屋沢及び釜ノ沢 を除く。)、三ノ関、志戸田、太子堂一丁目 、太子堂二丁目、 <u>高屋敷、高屋敷西</u> 、とちの 木一丁目、とちの木二丁目、富谷_____ _____、西成田(千刈沖、新千刈沖、下 八百刈、荒井向、荒井向東、白鳥及び荒井向 西二番)、二ノ関、日吉台一丁目から日吉台 三丁目まで、ひより台一丁目、ひより台二丁 目、杜乃橋一丁目、杜乃橋二丁目 黒川郡大和町のうち



風、上桧木、下桧木、中桧木、桧木及び桧木川原\_\_\_\_\_を除く。)

(略)

栗原警察署～鳴子警察署 (略)

加美警察署

名 称	受 持 区 域
	(略)
小野田駐在所	加美郡加美町のうち 石原、一里塚、上野原、上北浦、北寺宿、北ノ口、下北浦、下夕川原、下野目、下原、新小路、神山西、千刈田、長清水（雷屋敷、北雷屋敷、南雷屋敷、荒田、浦田、小泉谷地田及び高江）、月崎、照井_____、長檀、原（百貫屋敷、焼橋、焼橋東、焼橋浦、宮崎道下、空沼道下、高谷地西、高谷地屋敷、道端屋敷、中原、中原浦、南江端、檀原及び表芳谷地）、町屋敷、南小路、南寺宿
	(略)
四釜駐在所	加美郡色麻町のうち 王城寺（渡戸、渡戸南、 <u>山下（一部）</u> 、権三前（一部）、横内（一部）、横内沢、沢口、寺沢、駒込及び西原_____） _____、 <u>四釜</u> （向町、上郷、二反田、字町、 <u>楓木町</u> 、狐塚、北谷地、北川原、町西、沼川原、町東、本郷、滝及び高台堂）_____
	(略)
	加美郡色麻町のうち

風、上桧木、下桧木、中桧木、桧木、\_\_\_\_\_桧木川原、新五福院上、新南谷地、新西風、綱木及び~~メ~~切を除く。)

(略)

栗原警察署～鳴子警察署 (略)

加美警察署

名 称	受 持 区 域
	(略)
小野田駐在所	加美郡加美町のうち 石原、一里塚、上野原、上北浦、北寺宿、北ノ口、下北浦、下夕川原、下野目、下原、新小路、神山西、千刈田、長清水（雷屋敷、北雷屋敷、南雷屋敷、荒田、浦田、小泉谷地田及び高江）、月崎、照井、 <u>中嶋</u> 、長檀、原（百貫屋敷、焼橋、焼橋東、焼橋浦、宮崎道下、空沼道下、高谷地西、高谷地屋敷、道端屋敷、中原、中原浦、南江端、檀原及び表芳谷地）、町屋敷、南小路、南寺宿
	(略)
色麻駐在所	加美郡色麻町のうち 王城寺（渡戸、渡戸南、 <u>山下_____</u> 、権三前（一部）、横内（一部）、横内沢、沢口、寺沢、駒込、 <u>_____</u> 西原及び沢口山）、 <u>清水</u> 、 <u>黒沢</u> 、 <u>小栗山</u> 、 <u>四竈</u> （向町、上郷、二反田、字町、 <u>楓木町</u> 、狐塚、北谷地、北川原、町西、沼川原、町東、本郷、滝及び高台堂）、 <u>志津</u> 、 <u>高城</u> 、 <u>高根</u> 、 <u>平沢</u> 、 <u>吉田</u>
	(略)
	_____

清水駐在所	王城寺（山下（一部）及び沢口山）、黒沢、小栗山、志津、清水、高城、高根、平沢、吉田 加美郡加美町のうち 中嶋
-------	--

岩沼警察署

名 称	受 持 区 域
署所在地交番	岩沼市のうち 相の原一丁目から相の原三丁目まで、朝日一丁目、朝日二丁目、朝日、あさひ野一丁目、あさひ野二丁目、阿武隈一丁目、阿武隈二丁目、荒井（一部）、稲荷町、大手町_____、梶橋_____、桑原一丁目から桑原四丁目まで、桑原西一丁目、栄町一丁目から栄町三丁目まで、桜一丁目から桜五丁目まで_____、末広一丁目、末広二丁目、大昭和、たけくま一丁目からたけくま三丁目まで、武隈_____、館下一丁目から館下三丁目まで、 <u>館下</u> 、中央一丁目から中央四丁目まで、 <u>土ヶ崎</u> 一丁目から <u>土ヶ崎</u> 四丁目まで、中谷地_____、東谷地、引込_____、吹上一丁目から吹上三丁目まで、吹上西、 <u>吹上南</u> 、藤浪一丁目、藤浪二丁目、二木一丁目、二木二丁目、 <u>本新田</u> 、 <u>本町</u> 、 <u>松崎</u> _____、山桜_____
（略）	
	名取市のうち 愛の杜一丁目、愛の杜二丁目、飯野坂一丁目から飯野坂七丁目まで_____


岩沼警察署

名 称	受 持 区 域
岩沼駅前交番	岩沼市のうち 相の原一丁目から相の原三丁目まで、朝日一丁目、朝日二丁目、朝日、あさひ野一丁目、あさひ野二丁目、阿武隈一丁目、阿武隈二丁目、荒井_____、稲荷町、大手町、 <u>小川</u> 、 <u>梶橋</u> 、 <u>亀塚</u> 、 <u>北長谷</u> 、桑原一丁目から桑原四丁目まで、桑原西一丁目、栄町一丁目から栄町三丁目まで、桜一丁目から桜五丁目まで、 <u>志賀</u> 、 <u>敷島</u> 、末広一丁目、末広二丁目、大昭和、たけくま一丁目からたけくま三丁目まで、武隈、 <u>竹の里</u> 一丁目から <u>竹の里</u> 三丁目まで、館下一丁目から館下三丁目まで_____、中央一丁目から中央四丁目まで、 <u>土ヶ崎</u> 一丁目から <u>土ヶ崎</u> 四丁目まで、 <u>長岡</u> 、 <u>西六角</u> 、東谷地、 <u>平等</u> 一丁目から <u>平等</u> 四丁目まで_____、吹上一丁目から吹上三丁目まで、吹上西_____、藤浪一丁目、藤浪二丁目、二木一丁目、二木二丁目_____、 <u>本町</u> 、 <u>松ヶ丘</u> 一丁目から <u>松ヶ丘</u> 四丁目まで、 <u>三色吉</u> 、 <u>南長谷</u> 、 <u>山桜</u> 、 <u>大和</u>
（略）	
	名取市のうち 愛の杜一丁目、愛の杜二丁目、飯野坂一丁目から飯野坂七丁目まで、 <u>飯野坂東</u> 一丁目、 <u>飯</u>

館腰交番	_____、飯野坂、植松一丁目から植松四丁目まで、植松、手倉田（山）、名取が丘一丁目から名取が丘六丁目まで、箱塚一丁目（12番から19番まで）、箱塚二丁目、堀内、本郷、愛島小豆島、愛島笠島、愛島北目、愛島塩手、愛島台一丁目から愛島台八丁目まで、愛島郷一丁目、愛島郷二丁目
千貫駐在所	岩沼市のうち 荒井（一部）、小川、北長谷、志賀、竹の里一丁目から竹の里三丁目まで、長岡、平等一丁目から平等四丁目まで、松ヶ丘一丁目から松ヶ丘四丁目まで、三色吉、南長谷
	（略）

大河原警察署～亙理警察署 （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則中別表第1の岩沼警察署の項の改正規定及び別表第4の岩沼警察署の表の改正規定は令和8年3月23日から、別表第2の加美警察署の項の改正規定並びに別表第4の加美警察署の表の改正規定及び別表第4の大和警察署の表の改正規定は令和8年4月1日から施行する。

館腰交番	野坂東二丁目、飯野坂、植松一丁目から植松四丁目まで、植松、手倉田（山）、名取が丘一丁目から名取が丘六丁目まで、箱塚一丁目（12番から19番まで）、箱塚二丁目、堀内、本郷、愛島小豆島、愛島笠島、愛島北目、愛島塩手、愛島台一丁目から愛島台八丁目まで、愛島郷一丁目、愛島郷二丁目
	_____
	_____
	_____
	_____
	（略）

大河原警察署～亙理警察署 （略）